

天命後半期グサ別ニルの

数量的考察

増井 寛也

はじめに

八旗 jakūn gūsa 制、ことに天命年間 (1616-1626) のそれは、マンジュ国 manju gurun (対外的にはアイシン [後金] 国 aisin gurun) の実体そのものであり、^①ゲンギエン = ハン genggiyen han たるヌルハチ (清・太祖) とその子姪たる諸王 beile が八旗八グサの^②領主として国政・軍事の中心に位置した。従って、八グサ領主の勢力は量的な面で、第一に領有するグサの個数によって、第二に各グサの構成単位である旗分ニル gūsai niru (もしくは外ニル tulergi niru)^③の個数によって左右されたことを、まずもって確認しておきたい。

ところで、筆者は四旗制から八旗制への転換について、先行研究を踏まえつつ、概ね以下のように主張したことがある。すなわち、万曆三四 (1606) 年末、ヌルハチはクンドウレン = ハン号を奉呈されたのに伴い、成長した嫡長子チュイエンと嫡次子ダイシャンに属民を分与し、自身と同母弟シュルガチにこの二子を加えて、四個のグサ (黄旗 [ヌルハチ]・藍旗 [シュルガチ]・白旗 [チュイエン]・紅旗 [ダイシャン])、つまり四旗を編成した。その後、万曆三七 (1609) 年、ヌルハチは独立を企てるシュルガチを失脚させ、チュイエンを次代ハンに予定して政柄を委ねた。ところが、チュイエンは諸弟を抑圧して性急に権力集中を強行しようとしたため、ヌルハチの嫌忌を被って幽閉され、万曆四三

(1615)年、遂に刑死するに至る。同年に成立した八旗八グサは、チュイエンの旧白旗をチュイエン嫡長子のドウドウ、ヌルハチ嫡三子マングルタイ、同嫡四子ホンタイジに三分し、それぞれを鑲白・正藍・正白三旗に再編すると同時に、ヌルハチの黄旗を正鑲両黄旗、ダイシヤンの紅旗を正鑲両紅旗に二分した上、残るシュルガチ旧領の藍旗をそのままアミン(シュルガチ嫡次子)に委ねて鑲藍旗と改称した結果に他ならない^④。

発足当初の八旗制が抱えた最大の問題は、後述するように八グサに分属したニル数に大差があったことである。というのも、各領主の掌握するグサ数とニル数が大きく懸隔するとき、領主間の軍事力と経済力の不均衡に起因する政権の不安定と権力闘争を不可避とするからである。こうした数量的な不均衡は、入関前に関する限り、太宗ホンタイジが天聰八(1634)年に至って各グサのニルを一律三〇個と規定することによって最終的に解決されるのであるが、そこへ至るニル数の変動過程を明記するまとまった史料はほとんど存在しないといっても過言ではない。本稿はその欠落を埋めようとする一個の試論であって、行論の便宜上、先に結論を示せば、ヌルハチはすでに天命年間の後半期、グサ別ニル数の平準化を推進し、ほぼ完了していたと考えるものである。なお、本稿随所で言及する『満文原檔』と『満文老檔』は、それぞれ『原檔』・『老檔』と略称する。

一、天命六年のグサ別ニル数とその格差

さて、天命年間のグサ別ニル数が唯一明記されるのは、『原檔』天命六(1622)年閏二月二六日条の記事であり^⑤、遼東進出直前の状況が下記のとおりグサ=エジェン別、配置地域別に列挙されている。引用文には〔〕内に旗分と合計ニル数を補記しておいた。

ダルハン = ヒヤの旗 *gûsa* に、*niyamjui* に七ニル・一ホントホ *hontoho* (=半個ニル)、*feideri* に七ニル、*aisika*・*siberi* に五ニル。〔ヌルハチ：正黄旗・計二〇ニル〕

アドウン = アゲの旗に、*deli wehe* に甲士三百七十人、*hule* 路に二十八ニル、*toran*・*janggi* に十七ニル。〔ヌルハチ：鑲黄旗・計四五ニル〕

ムハリヤンの旗に、*jakumu* に十二ル、*dethe* に六ニル、*oho* に五ニル。〔マングルタイ：正藍旗・計二ニル〕

ジルガラン = アゲの旗に、*undehen* に甲士百二十五人、*boo wehe* に七ニル、*fe ala* に五十四ニル。〔アミン：鑲藍旗・計六一ニル〕
タングダイの旗に、*jakdan* に甲士二百五十人、*jaka* に九ニル、*hûwanta*・*looli*・*jan bigan*・*hûlan* に十六ニル。〔ダイシャン：正紅旗・計二五ニル〕

ボルジンの旗に、范河に十二ル、*bi yen* に六ニル・一ホントホ、*hecemu*・*hanggiya* に十二ル。〔ダイシャン/ヨト：鑲紅旗・計二七ニル〕

ドンゴ = エフの旗に、渾河・*yengge* に五ニル、*boihon* 山寨に五ニル、*yarhû*・*suwan* に八ニル、*šanggiyan hada* に甲士二百五十人。〔ホнтаイジ：正白旗・計一八ニル〕

アバタイ = アゲの旗に、柴河に五ニル、*muhu gioro* に五ニル、*orho hada* に五ニル。〔ドウドウ：鑲白旗・計一五ニル〕

八グサ所属のニル数（二半個ニルを含め二三二個）を領主別に集計すると、ヌルハチの両黄旗（六五ニル）、ダイシャンの両紅旗（五二ニル）、アミンの鑲藍旗（六一ニル）がほぼ拮抗するのに比して、マングルタイの正藍旗（二ニル）、ホнтаイジの正白旗（一八ニル）、ドウドウの鑲白旗（一五ニル）は格段に少ない。既述のごとくチュイエンの旧白旗（五四ニル）を三分したからであって、^⑥マングルタイ、ホнтаイジ、

ドゥドゥにちょうど三個ニルずつの差があるのは、世代長幼を考慮して配分した結果である。こう考えて大過なければ、万曆四三(1615)年の八旗制発足から天命六年に至るまで、各グサ所属のニル数は基本的に変動がなかったとの推定が成り立つ。まさに天命五年から翌六年末に至る時期は、次代ハン位をめぐるヌルハチの子姪諸王、ことに四大ベイレが陰に陽に激しい権力闘争と派閥抗争を開始した時期に重なる。以下、〔表 I : ハン位継承関連の重要事年表〕に即して解説しよう。

チュエン亡き後、ダイシャンが当初ハン位継承者として最有力視されたものの、天命五年三月、ヌルハチ大妃フチャ氏グンダイ = フジンとの曖昧な関係を疑われたことを契機に、「太子 taise」の地位を奪われた。この事件の巻き添えを食って、グンダイ所出のマングルタイ、ならびにグンダイの姪めい(兄弟の娘)を生母とするアミン——父シユルガチの一件と傍系の出自により、恐らくハン位への野心はなかったであろう——は地位を低下させたため、四大ベイレのなかでは最年少のホンタイジが相対的に台頭し、ヌルハチ没後のハン位をめぐる抗争の激化は避けるべくもなかった。それから数ヶ月を隔てた九月、四大ベイレに年少嫡出の小ベイレ、すなわちデゲレイ(マングルタイ同母弟)、ヨト(ダイシャン長子)、ジルガラン(アミン弟)、アジゲ、ドルゴン、ドド(以上三名はヌルハチ最後の妃アバハイ[ウラ=ナラ氏]所出の同母兄弟)を加えて八ホシヨ = ベイレ(必ずしも八人とは限らない[以下、八旗諸王もしくは諸王])に任じ、これらを父兄に按じて各グサに配する体制が発足する^⑦。

天命五年九月の段階でヨト(当時二歳)はすでに鑲紅旗を領有し、両黄旗に関してはアジゲ・ドルゴン・ドド三兄弟による領有が予定されていた。もっとも、ドルゴンとドドの年齢はいまだ一〇歳に満たず、ヌルハチ後見下の名目的存在に過ぎなかった。天命六年正月に八旗諸王が交わした誓約に、ドルゴンとドドが関与していないのはそのためである。ダイシャンが継承候補の最右翼から後退した後も、サルフ会

戦（天命四年）を勝利に導いた四大ベイレの戦功と威望は突出していたので、ヌルハチとしては徐ろに継承者を絞り込むつもりであったようである。四大ベイレによる月番執政制度を施行した（天命六年二月以降）のも、将来の権力移譲と無関係ではあるまい。

ところが、この試みは四大ベイレの勢力均衡をもたらすどころか、気鋭のホンタイジを台風の目として、アドウンやダルハン＝ヒヤといったヌルハチ股肱の重臣、あるいはデゲレイ、ジルガラン、ヨトといった小ベイレをも巻き込む深刻な暗闘を誘発した^⑧。その余震が表面上鎮静化したのは、渦中のダイシャン、マングルタイ、ホンタイジがヌルハチに誓書（具体的内容は不詳）を提出して前非を詫びた天命八年八月のことである。後継者を指名することの危険性と、これら三大ベイレ間の緊張先鋭化という眼前の現実を熟慮した結果であろう、天命七年三月、ヌルハチは自分の死後の政権構想として諸王によるハン位の互選と共同統治を提示する。『老檔』天命七年三月三日条の名高い記事がそれである^⑨。

八子が会合して「天が与えた政はどうすれば定まるであろうか。……」と父ハンに問うと、ハンは次のように言った。「父を継いで国主たるべき者を立てる際には血気に逸る者を立てるな。……汝ら八子は八王となれ。八王が議を同じくして暮らせば、失敗はなくなるであろう。汝ら八王の言に反対しない者を見て、父を継いで国主とせよ。汝らの言を容れず、善行を行わなければ、汝ら八王は自らの立てたハンを自ら代えて、汝らの言に反対しないよい者を選んで立てよ。……」

ハン の 推 戴 と 廃 位、 合 議 制 に 基 づ く 国 家 統 治 な ど、 八 旗 諸 王 に 同 等 の 権 限 を 認 め る、 こ の 体 制 が 軌 道 に 乗 る た め に は、 い く つ か の 条 件 が 具 備 さ れ る 必 要 が あ っ た。 わ け て も ハ ン 選 出 母 体 た る 八 旗 諸 王 が 掌 握 す る グ サ 間 に、 軍 事 力 と 経 済 力 の 両 面 で 格 差 発 生 を 回 避 す る 用 意 は 必

須の要件であったといつてよい。だからこそ、翌年早々マンジュ国の主要な富源であった天産物について、ヌルハチは次のような規制を加えたのである。『老檔』天命八年二月七日条に

各旗 gūsa の諸王に大臣各四人を当たらせて、教訓の書を頸に掛けるように任じた書の言。「……八王の家で捕獲して真珠、貂皮、猓獺皮以下、灰鼠皮、鼬皮以上の種々の毛皮、鳥の羽、果実をはじめ、八家 jakūn boo に入るものは皆各捕り主の名、獲物の数を書いて送って来るがよい。それを汝ら書を頸に掛けた各王のものと各四人は、迎えて受領し、良否を見分けて値段を定め終わった後、八家に同等に分与せよ。……」

とある。^⑩ こうした八家均分が制定される以前はというと、同年二月三日条に

諸種の毛皮、真珠、貂皮を捕獲した。元来捕獲するものは八王家で各自男一百人を遣って、獲得したものを各自取っていたが、さように無秩序になっては困ると、昨壬戌の年（=天命七年）に捕獲した真珠、貂皮、猓獺皮、虎皮、水獺皮、灰鼠皮などの諸種のもは皆八分 jakūn ubu して公平に分けた。

とあるように^⑪、使役する壮丁こそ同じく百人であったものの、八家の獲得した天産物は多寡不均等に任されていた。ちなみに、「八家」(jakūn boo) とは、両黄旗の領有者としてのヌルハチを含め、八グサに割振られた諸王の家計をグサ単位で呼称する用語であり、^⑫「八分」(jakūn ubu) とは諸王がグサ単位で平等の利権分配に与かる資格を指す。^⑬

八家の権益均分は同時に、兵役や徭役などといった義務の均等分担と表裏をなすものであったから、兵役・徭役科派の単位となるニルの個数がグサ間で大きく異なる事態は早晩、克服されなければならない

かった。ニル数の平準化が不可避とされた所以はここにあるが、しかるに八旗全体におよぶニル個数の調整を明示する史料は前記のごとく、すでにアミンとマングルタイの二大ベイレが失脚した後の天聰八(1634)年になってようやく現れる。『内国史院檔』同年九月二日条はこのようにいう。¹⁴⁾

ハンは、ギスハが行ってワルカから連れて来た俘虜 olji を処理するために、アンバ＝ベイレ(ダイシャン)、諸タイジ(＝小ベイレ)に対して相談し、「この俘虜を以前のように八分することを中止して、男丁が不足するグサに処理したい。八グサのニルを皆一様に三十ニルとしたい。三十ニル以上あるグサは余ったニルを解体して三十ニルの中のどれか男丁が不足したニルに処理するように。三十ニル以下のグサは、若者でニルを領催することができる者を調べ出して、その者の男丁だけを率いて別の堡に住むように。後に獲れば数を満たしたい。我は旧民 fe irgen を取って均等にはしないであろう。この新たに獲た俘虜 ice baha olji を不足するグサに処理すべきである。八グサを皆一様にしないと、あるグサは『汝は他より多くなってどうしたいのか』と思う」とイングルダイ・ルンシ・ムチェングを相談するために遣わした。アンバ＝ベイレと諸タイジは「これはこのように処理すべきである。とはいえ旧民を取って与えるべきではないであろう。今後獲た俘虜を不足するグサに処理しよう」と言った。……新たに編制したニルは正黄に四ニル、鑲黄に四ニル、正藍に五ニル、正紅に二ニル、鑲紅に二ニル、正白に一ニル。三十ニル以上あると解体したニルは鑲白二ニル、鑲藍一ニル。

これによると、ニル数を「皆一様にしないと」「他より多くなってどうしたいのか」という猜疑を生ずるため、八グサ所属の「旧民」に

は一切手を触れないまま、各グサのニル数だけを一律三〇個に平準化し、新獲の俘虜は壮丁不足のグサに分配されることになった。その結果、ホンタイジの正黄旗（即位後に正白旗から旗色変換^⑮）に四ニル、ホオゲ（ホンタイジ長子）の鑲黄旗（鑲白旗から旗色変換^⑯）に四ニル、デゲレイの正藍旗に五ニル、ダイシャンの正紅旗に二ニル、ヨトの鑲紅旗に二ニル、ドドの正白旗（鑲黄旗から旗色変換）に一ニルを旧ニルから分設する一方、ドルゴンの鑲白旗（正黄旗から旗色変換）から二ニル、ジルガランの鑲藍旗から一ニルを解体して、その戸口を同グサの他のニルに分散させた。これらの増減をもとに調整以前のニル数を復元すると、正黄旗二六個、鑲黄旗二六個、正紅旗二八個、鑲紅旗二八個、正白旗二九個、鑲白旗三二個、正藍旗二五個、鑲藍旗三一個、合計二二五個となる^⑰。この数値は天命六年のニル総数二二二個と比較しても大差ない以上、天聰八年に小規模なニルの増減が実施される以前、すでに大きな変動があつてグサ間の格差が顕著に縮小していたと考える他ない。次章ではその年次の特定を試みる。

〔表 I : ハン位継承関連の重要事年表〕

年次	月	関連事項（）内は典拠
万暦 37 (1609) 年	3月	ヌルハチが母弟シュルガチを幽閉し（『老檔 I』 p.10-12）、嫡長子チュイエンに執政を命ずる（〔三田村 1972〕 p.190-191）。
万暦 39 (1611) 年	8月	シュルガチが病没する（『老檔 I』 p.10-12）。
万暦 41 (1613) 年	3月	チュイエンが幽閉される（『老檔 I』 p.28-34）。
万暦 43 (1615) 年	8月 年末	チュイエンが刑死する（『原檔』〔荒字檔〕 p.30）。 四旗制を八旗制に拡充する（今西訳『満洲実録』 p.137-138）。
万暦44/天命元(1616)年	正月	ヌルハチがゲンギエン=ハンに即位し、アイシン（後金）国が成立する（『老檔 I』 p.67-68）。四大ベイレ（ダイシャン、アミン、マングルタイ、ホンタイジ）制の発足（〔神田 2005〕 p.37-38）。
天命 5 年 (1620) 年	3月 9月	ダイシャンがヌルハチ大妃グンダイ=フジンとの醜聞を取り沙汰されたことから「太子」を廃され（〔岡田 1972〕 p.88-90）、グンダイも離縁される（『老檔 I』 p.216-221）。ヌルハチの意を迎えて、マングルタイが実母グンダイを殺害する（『老檔 V』 p.541）。 四大ベイレに小ベイレを加えて八ホシヨ=ベイレ（ダイシャン、アミン、マングルタイ、ホンタイジ、デゲレイ、ヨト、ジルガラン、アジゲ、ドルゴン、ドド）とする（〔岡田 2010〕 p.89-90;〔松浦 1995〕 p.262-265）。

天命 6 (1621) 年	正月	ヌルハチがダイシャン、アミン、マングルタイ、ホンタイジ、デゲレイ、ジルガラン、アジゲ、ヨトに対して、兄弟子孫に悖逆を行うものがあっても手を下して殺さず、これを訓戒善導することを誓約させる（今西訳『満洲実録』 p.248-250）。
天命 6 (1621) 年	2 月	八ホショ=ベイレ中の四大ベイレによる月番執政制度が創設される（順治初纂『太宗実録』天聰 3 年正月 21 日）。
	9 月	鑲黃旗グサ=エジェンのアドゥンがダイシャンに、ホンタイジがマングルタイ・アジゲと語らって「汝を囚らんと欲す」と密告したため、ダイシャンがヌルハチに泣訴する（『李朝実録』光海君 13 年 9 月戊申）。このためヌルハチの怒りに触れ、アドゥンが失脚する（『老檔 I』 p.391）。
	11 月	ジルガラン、ジャイサング（アミン弟）、ヨト、ショト（ダイシャン次子）四王がハン位継承問題に関連して、都堂ダルハン=ヒヤに財貨を与えたため、四王とダルハン=ヒヤが厳責を被り、まもなくダルハン=ヒヤは失脚（『老檔 I』 p.401-402/ p.413-414）。
天命 7 (1622) 年	3 月	ヌルハチが没後の国制として、八ホショ=ベイレ（=八王）によるハン位の互選と共同統治（「共議国政」）の施行を訓示する（『老檔 II』 p.554-558；今西訳『満洲実録』 p.293-295）。
天命 8 年 (1623) 年	2 月	ハグサに各四人の大臣を任じ、教訓の書を頸に掛け、八旗諸王に善を勧め悪を戒めさせるとともに、以後、諸王獲得の真珠・貂皮等を集計させ、「八家」に均分させる（『老檔 II』 p.653-654）。
	6 月	ヌルハチがホンタイジの示した諸兄に対する不遜な振る舞いとハン位継承への野心を叱責し、ホンタイジに阿諛したデゲレイ、ジルガラン、ヨトを処罰する（『老檔 II』 p.788-792）。
	8 月	ダイシャン、マングルタイ、ホンタイジが、各々ヌルハチに上書（内容不明）して、前非を悔い改悛を表明する（『老檔 II』 p.860-862）。

文献・『老檔 I』『老檔 II』『老檔 V』：満文老檔研究会訳註『満文老檔 I・II・V』1955・1956・1961

- ・『原檔』荒字檔：広禄・李学智訳註『清太祖朝老満文原檔』（第一冊荒字老満文檔冊）1970
- ・今西訳『満洲実録』：今西春秋訳『満和蒙和对訳満洲実録』1992
- ・岡田 2010：岡田英弘「清の太宗嗣立の事情」〔初出 1972〕（『モンゴル帝国から大清帝国へ』所収）
- ・三田村 1972：三田村泰助「ムクン・タタン制の研究」〔初出 1963〕（『清朝前史の研究』第二版所収）
- ・神田 2005：神田信夫「清初の貝勒について」〔初出 1958〕（『清朝史論考』所収）
- ・松浦 1995：松浦茂『清の太祖 ヌルハチ』

二、グサ別ニル数の平準化とその年次

各グサのニル数を平準化した時期としては、さしあたりホンタイジのハン即位から天聰八年までの期間を除外して支障なかろう。なぜなら、即位時（天命一一/1626年九月一日）の誓書からして、「兄ら子弟ら（＝八旗諸王）をば些細な過失の罪により、父の専らにさせた属民 jušen（＝グサ・ニルの構成民）を取り上げるとか、降格したり誅殺するなら、天地が（我を）非として寿命に至らせず半途に死なしめよ^⑧」という一句が直截に物語るように、ヌルハチ分与のグサ・ニルを安易に剥奪しないことが、諸王、特に自余の三大ベイレによるホンタイジ推戴の大前提となっていたからである。かつまた、天聰八年の調整以前は新獲戸口の八グサ均分が原則であり、各グサ保有ニルの数的格差は従前どおり温存されていた。むしろ天聰八年のニル数均等化は、以下に略述するような天聰年間の政治過程、すなわちホンタイジが三大ベイレの罪過・失策を巧みに捉えつつ打撃を加え、順次屈服させてゆく過程^⑨に照らして、ハン権力確立の一指標として位置づけられるべきであろう。

三大ベイレの内、最初の標的となったのがアミンであった。天聰三年一月、ホンタイジは三大ベイレの労を省くという名目で、月番執政を小ベイレの担当に交代させた後、同年末、自ら長城を越えて永平等四城を占領し、翌四年の初め駐留軍を残して撤兵する。同年三月に占領を引継いだアミンとショットは、五月、明軍の大規模な反攻に遭遇し、やむなく占領地を放棄して敗走する。六月、瀋陽に帰還したアミンを、ホンタイジは永平等四城失陥など大罪一六個条を列举して弾劾し、幽禁に処したのであった。次いで、天聰五年八月、マングルタイが大凌河城包圍戦の陣中において、正藍旗の戦いぶりをめぐってホンタイジと激しい口論となり、佩刀の柄に手をかけた。これを見咎めた弟デゲレイが必死に制止したため大事には至らなかったが、怒りのおさまらないマングルタイはハンの前で佩刀を鞘から五寸ばかりも引き抜い

たことから、一〇月になって大ペイレの爵位を削られて諸ペイレの列に降格され、その後間もない翌六年一二月に急死する。

残るダイシャンが打撃を受けたのは、遅れて天聰九年九月のことであつた。これに先立つ七月、青海方面へ西走したチャハル部リンダン＝ハーンの遺衆が帰順したが、同ハーンの諸后妃をマンジュ国首脳が娶る際、ダイシャンがホンタイジの意向に逆らつたことから、両者の間に感情の齟齬を来たしていた。九月、ダイシャンがホンタイジと不仲のマンガジ＝ゲゲ（マングルタイ妹）から宴席に招かれ、これ見よがしに応じたため、ホンタイジは即位以来ダイシャンが繰り返した放恣な振る舞いへの憤懣を爆発させ、ダイシャンから大ペイレの爵位を削り、諸ペイレの列に降格するとともに、ダイシャンの二子、サハリヤンとワクダにも処罰が及んだ。ダイシャン一門はさらに崇徳二（1637）年六月、朝鮮征討・皮島討伐時の功罪を論じた際、第二波の痛撃を被るが、これはもはや本稿の叙述範囲を越える。

ダイシャンの勢力を殺いだ直後の天聰九年一二月、ホンタイジはデゲレイの病死に乗じて、マングルタイ兄弟一党がハン位篡奪の謀議を企てたとして正藍旗を剥奪し、自己の正黄旗と混淆して新正黄・新鑲黄両旗を編成するとともに、長子ホオゲの鑲黄旗を新たに正藍旗と改称した²⁰。篡奪謀議の真偽はさておき、それが「父の専らにさせた属民を取り上げる」べき十分正当な理由と認識されたからこそ、諸王の同意を得て正藍旗の剥奪は決行されたのであつた²¹。ここに至ってホンタイジ父子が掌握するグサは三個に達し、ハン権力は対内的に確立される。換言すれば、ホンタイジは権力確立を目前にした天聰八年にしてようやく、しかも諸王合意のもとにグサ別ニルの個数調整を実現したわけである。このことに鑑みて、それ以前に実現していたグサ間の顕著な格差縮小は、ヌルハチにしかなし得なかつたであろう。

その時期を天命六年から同一一年の間で特定しようとするとき、ヌルハチが諸王によるハン位の互選と共同統治を提示した天命七年から、天産物の八家均分が実行に移された同八年あたりが、開始の時期

として最も有力視される²²⁾。とはいえ、天命七、八年のグサ別ニル数を直接明示する術は存在しないため、いまのところ『原檔』「黄字檔」²³⁾に収録する世職勅書のリストをもとに推論を立てる以外に方途はなさそうである。ちなみに、世職とは明制に倣った一種の爵位であり、功罪に応じて与奪昇降された。最上位の総兵官以下、順次副将・参将・遊撃（ここまでは各々三等に区分）・備禦（および半備禦）に至る五等一三級に区分され、八旗実職官（グサ＝エジェン gūsa i ejen－メイレン＝エジェン meiren i ejen－ジャラン＝エジェン jalan i ejen－ニル＝エジェン niru i ejen）とは運用系統を異にしつつも、大臣（amban）の等級としては双方が平衡するように配慮され、原則としてニル＝エジェンには備禦が授与された²⁴⁾。

「黄字檔」世職勅書リストは表紙に「勅書の檔冊 ejehe i dangse」と題され、その右に「天命乙丑（＝一〇）年八月二十五日に勅書を与えた檔冊 abkai fulingga niohon ihan aniya jakūn biyai orin sunja de ejehe buhe dangse」と付記されている。表題の日付けをもって「黄字檔」勅書の作成時期と看做して大過ないとして、勅書発給後に加えられた改訂（塗抹 [塗りつぶし]、塗改 [塗りつぶして書換え]、削除 [削い込み]、加筆）の事例分析から、改訂は世職の陞降や革職を反映すること、ならびに改訂がホンタイジ即位後の天聰三年八月、ないし翌四年六月頃まで継続したことが判明している²⁵⁾。筆者は下記〔表Ⅱ：天聰4・5年の昇級・革職大臣〕を根拠に、改訂の下限は天聰四年六月と見るのがより妥当であると考えらる。

〔表Ⅱ〕は『老檔』所載の①天聰四年二月の主として永平等四城占領などによる世職昇級大臣²⁶⁾、②天聰四年六月の永平等四城失陥による世職革職大臣²⁷⁾、③天聰五年八月の大凌河城包圍戦で戦死した大臣（＝行賞対象²⁸⁾）を、それぞれ本稿巻末掲載の〔表Ⅲ a：「黄字檔」勅書一覧表²⁹⁾〕と対照したものであり、後者の人名欄・世職欄には改訂内容を補足してある。〔表Ⅱ〕によれば、③の事実はいずれも勅書に反映されておらず、mungtan に至っては鑲藍旗筆頭の高位世職保有者であつ

たから、改訂が天聰五年八月に及んでいたとすれば、戦死なり昇級（および子弟の承襲）なりの事実が勅書に反映されないわけがない。

ならば、①②はどうか。双方に共通して名の挙がる turgei・burgi・yungšun・namtai（網掛け部分）は皆、①で一旦世職の昇級を決定されながら、②で処罰革職、その結果として勅書の削除を経験した大臣らであった。たとえば burgi（①三等副将昇級、②副将革職）は、勅書に三等副将から三等参将への降格を明記するので、同人は三等副将↘三等参将↗①三等副将↘②副将革職（勅書削除）という経歴をたどったわけであり、改訂が天聰四年六月まで継続したのは確実である³⁰。ただし、②の革職者を除く①の諸大臣が天聰五、六年に至るまで、ほぼ例外なく昇級後の世職を維持していることから推して、「黄字檔」勅書は天聰四年二月の昇級を直接には反映していない³¹。

【表Ⅱ：天聰 4・5 年の世職大臣とその変動】（左端の旗分は「黄字檔」勅書のそれである）

	①天聰 4 年 2 月の世職昇級者	②天聰 4 年 6 月の世職革職者	③天聰 5 年 8 月の戦死者
鑲黄	1kakduri・6asan	46songgotu	
正黄	3turgei・20ilden・55baduri	1busan・3turgei・33 hele	
正紅	1hošotu efu・7cahara・9loosa・18jaisa	2tangūdai	
鑲紅	1burgi・27yecen・19yungšun	1burgi・19yungšun	5cohono・51daida
鑲藍			1mungtan・31ardai
正藍	5sele・33arai（戦死者）		10tumburu
正白	1yangūri・4namtai・11furdan・33 turusi	4namtai・8babutai・35 langsi	
鑲白	2isun・3darhan efu・23haninga・36uici		

【表Ⅲb：「黄字檔」勅書の世職統計】（半＝半備禦） 【補注】

	鑲黄	正黄	正紅	鑲紅	鑲藍	正藍	正白	鑲白	合計
一總		1	1				2		4
三總	4	2	2						8
一副							1		1
三副	2	1	1	1	3	2	2	4	16
一参	1	2					1		4
二参		1	1		4		1	1	8
三参	3	3	2	3	2	1	1	1	16
一遊	3	1	1		2	1	1		9
二遊	2	1		1	1	4			9
三遊	5	8	5	16	6	7	8	7	62
備禦	31+半 1	36	31	39+半 1	28	21	27	27	242
合計	52	56	44	61	46	36	44	40	379

つぎに〔表Ⅲ a〕を世職保有者の人数に着目して改作すると、上記〔表Ⅲ b〕のようになる。つまり、天命一〇年時点の世職保有者全三七九名を網羅した〔表Ⅲ b〕には、ニルの管轄者たるニル＝エジェンがほぼ尽くされているはずである。ただし、備禦は必ずしも「ニル＝エジェン備禦 nirui ejen beiguwan」（ニル＝エジェン兼備禦）とは限らず、逆に備禦以上の高位世職保有者がニル＝エジェンを兼任することも多々あるので、〔表Ⅲ b〕の備禦合計二四二名がどれほど先にあげた現実のニル全数に近似しようとも、当然ながら各グサのニル数を確定する直接的根拠とはなし得ない。³³

その確証を挙げよう。〔表Ⅲ a〕の備禦中、A 鑲黄 №25fanggina・27dumbai、D 鑲紅 №36kúrcan・37kúbai、E 鑲藍 №36nitangga・42limbu・44ninu などの各組は、いずれも父子もしくは兄弟の関係にあり、かつ『八旗通志初集』（以下『初集』と略称）旗分志によると、すべてニル＝エジェン職の経験者であったが、同一ニルに複数のニル＝エジェンが同時に在任し得ないとすると、各組の一人（Eの場合は二人）は単なる備禦ということになる。また、E 鑲藍 №29burantai・32fanduri・39daisuの三人は、相互の関係は不明ながら同一ニルに属し、それぞれ第二代・第三代・第五代のニル＝エジェンに就任している。³⁴それ故、後二者、もしくは全員が天命一〇年当時、単なる備禦であった。かたや備禦以上の世職保持者がニル＝エジェンを兼務した好例としては、〔表Ⅲ a〕E 鑲藍の №1mungtan（三等副将）・№5langse（三等参将）を挙げ得る。旗分志は mungtan・langse を「国初編立」ニルの初代ニル＝エジェンと明記する反面、それと同時期に備禦であった前者の弟 №30saimuka と後者の弟 №6langgida がニル＝エジェンを継承した事実は看取されなかった。

このように〔表Ⅲ a〕は直接ニル数の割り出しに利用できないにしても、他の史料と対照することで興味深い現象が浮かび上がる。その史料とは『原檔』天命八年二月七日条の記事であり、前述した天産物の八家均分記事の直前に位置する。³⁵

八旗に都堂 du tang 八人、各旗に断事官 beidesi 各二人、蒙古人の断事官八人、漢人の断事官八人、諸王のために書を頸に掛けてその言を監視する者各四人を任じた。

この文章に続いて都堂八人、断事官一六人、頸掛け人三二人、計五六人の人名が列挙され、都堂以外は旗分を明記する。その一覧表が〔表IV a〕であり、〔表III a〕と対照するとき、天命一〇年以前にグサ間でのニル移動が少なからず発生していた事実に気づく。

〔表IV a : 天命 8 年 2 月時点の八旗諸大臣〕 (矢印は移動の方向を意味する)

№	官名	大臣名	旗分	黄字檔勅書	備考
1	都堂	urgūdai	無明記		
2	"	abtai nakcu	"	正黄№2←	鑲黄 (『老檔』天命 7・3/7)
3	"	yangguri	"	正白№1←	鑲白 (『李朝実録』光海君 13・9 戊申)
4	"	dobi ecike	"	鑲紅№2	
5	"	joriktu ecike	"	正白№3	baintu の父
6	"	yehei subahai	"	鑲藍№11	鑲藍 (『老檔』天命 7・3/7)
7	"	asidarhan	"	正黄№8	
8	"	boitohoi	"	鑲黄№49	ibai の叔父
9	断事官	baduri	鑲黄	鑲黄№3	
10	"	soohai	鑲黄	鑲黄№14	
11	"	turgei	正黄	正黄№3	
12	"	asan	正黄	→鑲黄№6	
13	"	tobohoi ecike	正紅	→正藍№2	
14	"	moobari	正紅	正紅№17	
15	"	langge	鑲紅	鑲紅№9	
16	"	hūwašan	鑲紅	→鑲黄№9	
17	"	gūwalca ecike	正白	正白?	次子 bahana、鑲黄旗專管ニル保有
18	"	bojiri	正白	正白№15	
19	"	yahican	鑲白	→正白№6	
20	"	yegude	鑲白	→正紅№6	
21	"	eksingge	正藍	→正紅№3	
22	"	ikina	正藍	正藍№9	afuni の一門 [杉山 1998・表 a/№2]
23	"	hūsibu	鑲藍	鑲藍№9	
24	"	neodei	鑲藍		「覺羅」soocangga 系
25	頸掛け人	mandulai	鑲黄	鑲黄№13	
26	"	yangšan	鑲黄	→鑲白№35	

27	"	gisun	鑲黄	→鑲白№34	
28	"	janu korkon	鑲黄	鑲黄№39	
29	"	šajin	正黄	正黄№5	
30	"	suijan	正黄	正黄№44	
31	"	cergei	正黄	正黄№4	
32	"	moohai	正黄		『初集』鑲藍III 14
33	"	tanggü dai	正紅	正紅№2	
34	"	baindari	正紅	→鑲紅 53	buyan の父
35	"	anggara	正紅	→正藍№1	
36	"	toktoi	正紅	正紅№25	
37	"	santan	鑲紅	鑲紅№29	
38	"	hahana	鑲紅	鑲紅№3	
39	"	bulanju	鑲紅	鑲紅№7	alanju の弟
40	"	obohoi	鑲紅	鑲紅№22	warka ecike の從姪
41	"	yahú	正白	正白№10	
42	"	mandarhan	正白	正白№12	
43	"	bakiran	正白	正白№9	
44	"	bohüca	正白	正白?	
45	"	nanjilan	鑲白	→正紅№12	namida の兄
46	"	fukca	鑲白	鑲白№16	
47	"	hüngniyaka	鑲白	→正紅№8	
48	"	jonoi	鑲白	→鑲藍№23	
49	"	bangsu	正藍	正藍№15	
50	"	sele	正藍	正藍№5	
51	"	nikari	正藍	→鑲白№5	
52	"	yambulu	正藍	正藍№8	
53	"	sirin	鑲藍	鑲藍№45	
54	"	kangkalai	鑲藍	鑲藍№4	
55	"	mungtan	鑲藍	鑲藍№1	
56	"	mungan	鑲藍	鑲藍№14	

〔表IVb：グサ間のニル移動〕

旗分		転 出	転 入	旗分		転 出	転 入
鑲黄	①	№2→正黄	←正黄	③	鑲藍	なし	←鑲白 ⑪
	②	№26・27→鑲白	←鑲紅			⑥	正藍
正黄	③	№12→鑲黄	←鑲黄	①	⑧	№51→鑲白	
	④	№34→鑲紅	←正藍	⑦		正白	なし
正紅	⑤	№13・35→正藍	←鑲白	⑩	鑲白	⑨ №3・19→正白	←鑲黄 ②
	⑥	№16→鑲黄	←正紅	④		⑩	№20・45・47→正紅
鑲紅	⑥	№16→鑲黄	←正紅	④	⑪	№48→鑲藍	

〔表Ⅳ a〕の大臣中、矢印を付した一六人は〔表Ⅲ a〕と対比して移動が確認されるものであり、全体の三分の一弱に相当し、決して少いとはいえぬ数値である。移動の方向から分類すると、〔表Ⅳ b〕①～⑪のごとく一一種を数える。①③④の場合、四旗制時代には同じ領主を戴く同一のグサに属したのであるから、ことさら異とするに足らない。それら以外は別系統のグサに属しており、この種のニル移動が稀ではなかったことを示唆する。この他、一見旗分に変化のなかった №40obohoi は、正紅旗に移動してから再び鑲紅旗に復帰した節がある³⁵⁾。加えて、〔表Ⅲ a〕A 鑲黄 №9hūwašan (〔表Ⅳ a〕 №16)・H 鑲白 №4dajuhū が、天命九年正月には各々正白旗代子遊撃・正藍旗副將として現れる³⁶⁾。よって、前者は鑲紅(天命八年)→正白(同九年)→鑲黄(同一〇年)、後者は正藍(天命九年)→鑲白(同一〇年)のごとく所属グサを変更したことになる。

これらと併せて注目すべきは、『老檔』天命八年九月五日条の

ハンは外の諸王のニルを処理するために tulergi beise i niru be icihiyame、ドウイチ = ベイレ (= ホンタイジ) のもとにいた donggo efu (= ホホリ) の四ニルをアンバ = ベイレ (= ダイシャン) に与え、ハンの旗の soohai, isun の二ニルをドウイチ = ベイレ に与えた。アンバ = ベイレの jaode, oode の二ニルをハンは自分のもとに入れた。アンバ = ベイレの anggara age のニルと suwan の ulai のニルをマングルタイ = ベイレに与えた。

という記事である³⁵⁾。これら計一〇ニルのグサ間移動を表示したものが〔表Ⅴ〕であり、〔表Ⅲ a〕と対照すると、少なくともその三ニルが所属グサを再度変更している。

【表Ⅴ：天命八年九月のニル移動】

ニル保有者		所 属		→ 転 入 先		黄字檔勅書
soohai	1	ヌルハチ	鑲黄	ホンタイジ	正白	→鑲黄№14
isun	1	〃	〃	〃	〃	→鑲白№2

donggo efu	4	ホンタイジ	正白	ダイシャン	正紅	正紅№1
jaode	1	ダイシャン	正紅	ヌルハチ	鑲黃	鑲黃№37
oode	1	〃	〃	〃	〃	→正藍№22
anggara age	1	〃	〃	マングルタイ	正藍	正藍№1
suwan i ulai	1	〃	〃	〃	〃	(鑲白)

以上から判断して、グサ間のニル移動はヌルハチの命令一下、一斉に実施されたというものではなく、早ければ天命七、八年の交から数年にわたって継続し、天命一〇年にはほぼ完了していたと推定される。移動したニルの総数は延べ三〇個を下らないと考えられるが、そこに全体を律するような一定の方向性なり規則性が内在したのか否かに関しては、率直にいついまだ確答できる段階にはない。³⁹ただ、目下のところ最小限明言できるのは、①ニル移動の目的が「外の諸王のニルを処理するため」（上引『老檔』）であったこと、および②この「処理」が諸王属下の「外のニル tulergi niru」（旗分ニル）に対するグサ単位での個数平準化を意味したこと、この二点である。

三、ニル数平準化の実相——鑲藍旗を端緒として

天命八〜一〇年段階で各グサ三〇個ニル近くにまで平準化が実現していたとして、そのために講じられた手段はグサ間のニル移動に尽きるのだろうか。それを濃厚に疑わせるのが鑲藍旗である。周知のように八旗制は成立以後、ホンタイジやドルゴンの権力掌握に随伴してグサの領主や旗色が複雑に入れ替った。そのなかにあつて変動の影響をほとんど受けなかったグサが、シュルガチ直系の諸王を領主に戴く鑲藍旗であつた。⁴⁰表向き安定性を誇り、天命六年当時、八グサ中単独では最大の六一個ニルを擁したにもかかわらず、同旗はわずか数年後にニル数が半減するという激変を経験することになる。はたしてこの

事実はニルのレベルで検証され得るのか否か、また検証されるとすればニル数はいかにして半減したのであろうか。本章はこれら二点の検証に充てられる。

はじめに『初集』旗分志によって「国初編立」と明記のある鑲藍旗ニルを表示すると、〔表VI〕のごとく合計三四ニルを算する。なるほど数量的には半減という事実によく符合するにせよ、①〔表VI〕には〔表III a〕鑲藍旗勅書と一致しない人名が見える一方で、②後者のなかにも前者と一致しない人名が看取される。まず②の不一致から取り上げると、〔表III a〕№10nomhon と前出 №29burantai・32fanduri・39daisu のニルは、いずれも後年に生じた別グサへの転出に起因したことが確認できる。^④①の不一致として説明を要するのは、後述する蒙古二旗所属の II 17・III 10 を除外した、I 11・I 16・II 6・II 8・II 14・III 2・III 5・III 14・IV 2 の九ニルである。

〔表VI：鑲藍旗「国初編立」ニル〕（参佐=参領 jalan・佐領 niru）

参佐	初代ニル=エジェン	黄字檔勅書	参佐	初代ニル=エジェン	黄字檔勅書
I 1	碩爾惠 šorhoi	№31 の兄	2	沙爾虎達 šarhūda	×未来帰
3	安費揚古 amba fiyanggū	№31 の父	4	康喀頼 kangkalai	№4
5	穆克坦 muktan (mungtan)	№1	5	賀索礼 hosori	?
7	特因柱 teinju	№17	8	卓内 jonoi (jongnoi)	№23
11	汪善 wangšan ecike	×転入	10	陀郭代 togodai	(蒙古人)
13	護什布 hūsibu	№9	12	尼唐阿 nitangga	№36
14	拜音岱 baidai	№41 の兄	13	朗色 langse	№5
16	札海 jahai	○	14	莫海 moohai	○ (正黄旗)
II 1	喇嘛 lama	№11 の子	IV 2	雅爾璧希 yarbihi	?
3	顧三台 gusantai	№3	5	努燕 nuyan	№35 の父
6	顔布禄 yambulu	?	7	雅木布礼 yamburi	№8
8	屯泰 tuntai	○	9	舒塞 šusai	№2
11	額蒙格 emungge	№18	V 6	英格 yengge	№38 の父
14	三丹達爾漢 santan darhan	×転入	7	噶哈 gaha	№25 の父
16	托敏 tomin	№40	9	孟阿 munggan	№14
17	波思希 boshi	(蒙古人)	10	都胡憐 duhūcan	№21 の兄
III 1	莽庫 mangkū (mango)	№22	12	嘉色拉 giyasulan	№19

I 16・II 8・III 14 は、当該ニルのニル = エジェンが革職され、

無世職状態で天命一〇年八月の「黄字檔」勅書作成に至ったものと解される。I 16 札海 jahai の子で第二代ニル = エジェンとなった蒙古 munggu は天命八年二月までに刑死し⁴²、II 8 屯泰 tuntai を継いだ長子図們 tumen は天命八年五月に遊撃を革職されている⁴³。III 14 莫海は〔表IV〕№32moohai (正黄旗) であり、かつ〔表III a〕正黄旗勅書・鑲藍旗勅書のいずれにも見えず、しかも天命八年五月に遊撃革職の事実があるので⁴⁴、正黄旗から鑲藍旗に転属したものの、I 16・II 8 同様、無世職のまま天命一〇年に及んだのであろう。他方、I 11 は後に鑲紅旗 (〔表III a〕D№13) から改隸してきた覺羅ニルであり⁴⁵、II 14 も正白旗からの改隸であった⁴⁶。III 2 の沙爾虎達は後述するように、天命一〇年一〇月に松花江下流域のフルハ部から来帰したもので、〔表III a〕に現れないのも当然である。これらを除く三ニル、II 6・III 5・IV 2 は不記載の理由を審らかにし得ないが⁴⁸、少なくともグサ間の移動は確認されなかった。よって、この三ニルを含めて天命一〇年当時の鑲藍旗ニルを推算すれば合計三一個ニルとなり、鑲藍旗のニルが天命七、八年～一〇年の平準化を経て、半数の約三〇個に減少していたことは、一応承認してよさそうである。ならば、その半減はいかにして遂行されたのであろうか。

前述のごとく、天聰八年の調整前、八旗全体のニルは二二五個を数え、と同時にこの数値は天命六年のニル総数二三二個と比較しても七個下回るだけであった。その際、グサ間のニル移動が比較的大規模に実施されたとしても、単にそれだけならばニルの総数自体に影響を生じないはずである。ところが、鑲藍旗から三〇個にも達する大量のニルが別個のグサに転属したのなら、明瞭な痕跡が史料に残りそうなものなのに、管見の範囲ではそうした事実を発見することはできなかった。要は多くが鑲藍旗内で解体統合されたと考えるべきであって、たとえば〔表III a〕E の №13šundui と №37yanjuhù などは天命六年にニル = エジェンとして現れ、特に前者は天命一〇年六月までその管轄ニルの存在が確認されるにもかかわらず、『初集』旗分志には載録

されない。つまり、他のグサに転出したのではないから、鑲藍旗内で解体処理されたと見るのが自然であろう。

〔表Ⅶ：天命6年と天命末年のニル個数〕

	正黄	鑲黄	正紅	鑲紅	鑲藍	正藍	正白	鑲白	合計
天命6年	20	45	25	27	61	21	18	15	232
天命末年	32	29	28	28	31	25	26	26	225
増減	+12	-16	+3	+1	-30	+4	+8	+11	-7

鑲藍旗を除く七グサは天命末年当時、〔表Ⅶ〕に示したように全体の増減を均すと、対天命六年比で合計二三個ニルの増加があった。内部での解体に起因する鑲藍旗の減少分三〇個に加えて、両黄旗相互の増減分がほぼ相殺しあうことに着目すれば、二〇個前後は新設ニルと理解されねばならない。就中、天命六年時点の所属ニル数が少なかった正藍旗・正白旗・鑲白旗に関しては、ニルの配置転換だけでなく新規編成分もあったと推測しなければ、八旗全体の帳尻が合わなくなる。よって、問うべきは、ニルの新規編成が既存ニルの分割方式によったのか、あるいは外部戸口の導入方式によったのかである。まず後者の可能性から検討しよう。

天命年間の後半期、大量の人口がマンジュ国に流入した事例は、『老檔』『満洲実録』などを検索する限りでは、内ハルハのジャルト部とバヨト部、チャハルのウルト部といったモンゴル諸部からの内附、およびワルカ・フルハ・クルカ・グワルチャなどのジュシェン系近縁諸部に対する征討・徙民が看取される。天命六年から一一年にかけて自発的に、あるいは余儀なく内附したジャルト・バヨト・ウルト三部の諸侯とその属下は、旧来の主従関係を保持したまま一九個のニルに編成された⁴⁹。これらのニルは当初、満洲八旗に外在して「蒙古二旗」を形成していたが、ホンタイジは天聰六年、この蒙古二旗を解体して八旗諸王に分属させるので⁵⁰、ここでは考慮外に置いてよい。他方、ジュシェン系諸部に対しては、ヌルハチ最晩年の天命九年後半から一一年にかけて合計六次におよぶ征討部隊が集中的に派遣され、多数の来帰

戸口を伴って凱旋した事実が記録に残る（〔表Ⅷ〕参照）。

これら六次の征討によってもたらされた、小は百人から大は五百戸に至る戸口のうち、天命一〇年の三月と八月に来帰したフルハ hūrha 部人（〔表Ⅷ〕 a・b）は、実はクルカ kūrka 部の誤記であったと考えられる⁵¹。また、ダジュフがグウルチャ部から凱旋した天命一一年一〇月はすでにヌルハチの他界（同年八月一日）後に属するものの、〔表Ⅷ〕からも容易に読み取れるように、出兵から凱旋までに往復数ヶ月以上を要したことに徴して、ヌルハチの生前に派兵されていたはずである。かかる来帰戸口の具体的な八旗編入の状況、とりわけニルの編成は多くの場合不詳であるが、件の「黄字檔」勅書の末尾に「八旗の新附のグウルチャ ice gūwalca の勅書」が添付されていて⁵²、ある程度は記録の欠如を補うことが可能である。いま、評価「一等 uju jergi」の有力者らに限定して表示すると、〔表Ⅸ〕のようになる。

〔表Ⅷ：ジュシェン系諸部に対する天命末期の用兵〕

	征討・招撫の対象	征討軍主将	来帰戸口	行軍期間
a	ワルカ部・フルハ部 ⁵³	gartai (garda/karda), fukana,tayu	フルハ壮丁 120 人 ワルカ壮丁 222 人	天命 9.12/9 以 前-10.3/5
b	東海の南のフルハ部（ワルカ部とも） ⁵⁴	borjin,uici	500 戸	10.1/7-10.8/?
c	ワルカ部 ⁵⁵	wangšan,dajuhū,cergei	不明（「其俘獲甚衆」）	? -10.4/13
d	東海の北のグウルチャ部 ⁵⁶	yahū,kamdani	1900 人	10.6/6-10.8/9
e	東海の北のフルハ部 ⁵⁷	abai,tabai,babutai 他	1500 人(内壮丁 600 人)	10.6/6-10.10/4
f	グウルチャ部 ⁵⁸	dajuhū	100 人	? -11.10/17

〔表Ⅸ：「黄字檔」グウルチャ勅書の有力者〕（『通譜』=『八旗滿洲氏族通譜』）

№	「一等」の人名（世居地）	旗分	『通譜』 a / 『初集』 b の列伝（数字は巻数）
1	šabtu (gūwalca 路大人)		→№11a 沙普因 / b 沙布因
2	jenjuken (gūwalca 路の者) 備禦授与	正白 V 3	a42 珍柱肯（扎思瑚理氏）：世居卦爾察和倫地方、国初率壮丁四十人来帰、授騎都尉、設佐領統之。 / b155 真柱懇：姓扎思胡理氏、世居和倫之瓜爾察地方。初事蒙古明安馬法。国初率丁壮四十人来帰。
3	arkina,cecike mergen, bamburi, selgio (hūrha 路大人たち)	正藍 V 4	a5 班柱（鈕祜祿氏）：世居渾春地方、国初来帰、其長子班布理。/ b186 对喀納：姓鈕祜祿氏、世居渾春地方。其長兄曰班布理、国初率丁壮来帰。

4	galju,sose,malan (lalin 路) ⁵⁹⁾		
5	suisun (gūwalca 路大人)	正白	a30 達頼(兀札喇氏):世居烏喇地方、国初来帰、……(其子)遂菴、以不勞兵力来帰、授雲騎尉。/b204 隨菴:世居瓜兒察地方、国初大兵往征其地、隨菴率先帰順、授半個前程。
6	olbio (gūwalca 路大人)		
7	kamtani ニルに編入の ulacan, nikan (ula 地方)	正白 V8	a42 尼堪(扎思瑚理氏):珍柱肯同族、世居卦爾察和倫地方、国初来帰。/b204 尼勘:扎思胡礼氏、世居和倫地方。
8	nomtu ニルに編入の hondai, baju.gebku (sibe 地方)	正白 V9	
9	ineke (gūwalca 路大人)	正黄	a34 伊訥克(錫克特理氏):世居卦爾察地方、国初時以不勞軍力来帰、授雲騎尉。/b150 坤巴図魯:姓那穆都魯氏。父伊内克、世居瓦爾喀綏分地方。天聰九年大兵征瓦爾喀時、伊内克首先来帰。 ⁶⁰⁾
10	koci hiya (gūwalca 路大人)	鑲紅	a34 布庫德(庫雅拉氏):世居洪鄂村地方、国初来帰。其曾孫科齊。/b210 科齊:姓洪鄂氏、世居洪鄂綽地方。 ⁶¹⁾
11	šongšon,buyeri (gūwalca 路大人)	鑲藍	a30 布雅理墨爾根(兀札喇氏):世居卦爾察地方、国初来帰。因說降沙普因之功、授雲騎尉。/b213 布雅里墨爾根:世居卦爾察地方、以地為氏。天命九年率弟兄来帰。太祖高皇帝招撫沙布図未降。布雅里率衆往説、沙布図五百人即来帰附。太祖嘉其功、授半個備禦世職。
12	gori hiya (gūwalca 路大人)		
13	hoto bayan (gūwalca 路大人)	正紅	a34 和托巴顔(錫克特理氏):世居卦爾察地方、国初時、以不勞軍力来帰、授雲騎尉。/b206 庫色納:姓西克忒礼氏、世居卦爾察地方。父和托巴顔、於太祖高皇帝時、率五百戸来帰、授半個前程世職。
14	irhai,warka (gūwalca 路大人)		

表中の旗分は『初集』旗分志が反映する雍正年間のそれである。

表題こそ「新附のグワルチャ」ながら、すべてがグワルチャ部人であったわけではなく、〔表IX〕№8の三人は「黄字檔」勅書に「シベ sibe から子女を連れて逃げてきた」と明記されるごとく確実にシベ部人であったし、№3の四人も「フルハ路の大人 hūrha goloi ambasa」とされている。ただし、これらの四人はクルカ kūrka 部人

と考えられるので、フルハはクルカの誤記と解釈すべきである。⁶²「黄字檔」勅書の作成紀年が天命一〇年八月（二五日）である限り、グワルチャ勅書の授与対象は〔表Ⅷ〕a・b・c・dを範囲とし、e・fは含まれていなかったはずである。先述の沙爾虎達 šarhūda が「黄字檔」鑲藍旗勅書に現れないのも、もとより天命一〇年一〇月来帰のフルハ部人だったからに他ならない。

ついで〔表Ⅸ〕のニル編成に目を転ざると、№2の jenuken ニル（正白Ⅴ3）、№3の bamburi ニル（正藍Ⅴ4）を除けば、№7と№8が編入された既存の kamtani ニル（正白Ⅴ8 [←〔表Ⅲ a〕正黄№12]）と nomtu ニル（正白Ⅴ9 [←〔表Ⅲ a〕正黄№49]）が存するのみである。kamtani は天命七年二月に「三旗を率いた kamdani」として『老檔』に登場するので、⁶³これ以前に帰服していたわけである。それ以外は網掛けで示したように、世職（備禦=後の騎都尉、半個備禦=後の半個前程/雲騎尉）の授与にとどまるばかりか、その授与がグワルチャ勅書作成時点で確認されるのも jenuken 一人に過ぎない。結局、〔表Ⅷ〕の戸口をもって新たに編成したニルは二個にとどまる。のみならず、天命一〇年一〇月以降に来帰した〔表Ⅷ〕e・fをもって編成したニルも、『初集』旗分志に徴する限り、鑲藍Ⅲ2の šarhūda ニルしか見当たらない。正藍・正白・鑲白三旗の不足分約二〇個ニルに充当するには、どのみちあまりにも少な過ぎる。

見るとおり、天命年間の後半期、外来戸口をもって新規に編成したニルはきわめて少なく、よってそれら以外の外来戸口はもっぱら既存のニルに編入されたであろう。ここにおいて注意を喚起したいのは、ジュシェン系諸部に対する〔表Ⅷ〕の用兵が、その実、天命四年に一旦途絶した後、六年近い沈黙を挿んでの再開であったという事実である。⁶⁴この間、対明戦争（天命三年以降）への突入と戦線拡大、さらには遼東進出（天命六年以降）と漢人統治への対応に忙殺され、北方を顧みる余裕に欠けたという事情もあろう。それにしても天命九年後半、突如堰を切ったようにヌルハチが征討を再開したのは、急遽人口を補充

すべき切迫した必要性があったからに相違ない。まさにその主因こそ、グサ内部における既存ニルの分割（＝ニルの新規編成）と、それが惹起した深刻な戸口不足であった、と筆者は考える。

おわりに

以上、三章にわたり迂遠煩瑣な考証を重ねながら、ヌルハチが天命年間後半期にグサ間の格差を平準化すべく、ニルの移動やニルの分割、あるいはニルの解体に着手したことを立証しようと試みた。現在の史料状況では各個ニルの動きを詳細に跡づけることが困難であるため、本稿の議論は試論の域を遠く出るものではないが、大勢として当該期間におけるニル数の平準化そのものは疑う余地がないと信ずる。してみると、死後の国家体制を諸王に訓示した天命七年以後、ヌルハチはそれを訓示のままに放置せず、その実現可能性を確保するために、明確な意図をもってグサごとのニル数に調整の手を入れ始め、天命末年にはグサ間の格差平準化は一応達成されていたのである。

ところで、初発時点のホンタイジ政権に観察される目立った変化と
 いえば、ホンタイジがいつのまにか両黄旗（旧両白旗）の領主に転化
 していたことであろう。ホンタイジによる二グサ掌握の時期について
 は、これを天命末年（～ヌルハチ病没）に擬定する有力な見解がある⁶⁶。
 その主要論拠を要約すると、即位時に諸王と件の誓約を交わした、そ
 の舌の根も乾かぬうちに、何の落ち度もないドウドウから鑲白旗を剥
 奪した上、鑲紅旗に逐いやるといふ強権を、果たしてホンタイジが発
 動し得たものか、はなはだ疑わしく、かかる変更をとにかくも抵抗な
 しに断行できるものがあるとするれば、偉大なハンにして絶対的家父長
 たるヌルハチ以外にあり得ない、というのが骨子である。

この見方が妥当であるとしよう。その場合、グサ間の勢力平準化が

ほぼ成った天命末年に、両白旗を掌握したホンタイジは一躍、両紅旗のダイシャン父子、両黄旗のアジゲ・ドルゴン・ドド三兄弟と肩を並べたことになる。ヌルハチの真意が那边にあったのか、ここでは敢えて付度を避けるとしても、ホンタイジがハン位継承候補のなかで以前に優る地歩を占めたことだけは否定できない。

【表Ⅲa：「黄字檔」勅書一覧表】

A 鑲黄旗

№	人 名	世職（改訂後の昇降）	『初集』旗分志ニル	『通譜』※※※			備 考（網掛け：「黄字檔」原文の付記内容）
				卷	姓 氏	頁	
1	kanggūri	三総	正白 I 15※※	21	那木都魯	272	namdulu 路大人
2	kakduri	三総	正白 I 13	21	同上	272	同上/№1 の弟
3	baduri※	三総	正白IV6	19	佟佳	247	
4	unege	三総	蒙正白右 2	29	叩徳	375	
5	munggatu	三副	正白IV3	19	佟佳	247	№3 の弟
6	asan	三副\一参	正藍 V 4	12	伊爾根覚羅	181	
7	gibkada	一参を弟の duileſen に	鑲白 I 11	37	烏蘇	451	funggiya 路大人
8	keceni	三参	正白 V 12	34	庫雅拉	430	suifun 路大人
9	hūwaſan	三参	正藍Ⅲ3	20	佟佳	267	父の功
10	gisha	三参	鑲白 I 9	37	烏蘇	451	ula より来帰/№7 の兄
11	adahai	一遊ノ三副	正藍 V 4	12	伊爾根覚羅	181	№6 の次弟
12	jirhai	二遊\備	同上	12	伊爾根覚羅	181	№6 の三弟
13	mandulai	二遊					
14	soohai	三遊	鑲黄 II 12	1	瓜爾佳	32	父の功/fiongdon 六子
15	yasita	一遊	正白IV8	19	佟佳	248	
16	udahai	三遊ノ二遊	正藍 I 4		(宗室)		太祖庶弟 murhaci 四子
17	sirana	三遊	鑲白IV2	1	瓜爾佳	37	
18	lisan	一遊\備	正藍Ⅲ3	20	佟佳	267	№9 の弟
19	bobotu	三遊	蒙正白右 6				
20	balan	三遊					№9 の長子
21	hantai(handai)	備	正藍 I 3		(宗室)		№16 の弟
22	moodase	備	正藍Ⅲ3	20	佟佳	267	№9 の三子

23	dantan	備	正藍Ⅲ14				
24	tahai	備	鑲白Ⅳ13	13	伊爾根覺羅	192	
25	fanggina	備	正白Ⅱ11	7	馬佳	131	
26	kasari	備					
27	dumbai	備					№25 の子
28	asari	備					
29	dungsan	備					№25 の子
30	<u>boldoi</u>	備					
31	usantai	備					
32	maktu	備	正白Ⅰ13・15	21	那木都魯	272	父の功/№1・2 の従子
33	bahi	備	正藍Ⅰ16	22	葉赫納喇	289	
34	<u>yasun</u>	備					
35	usitai	備					
36	<u>uku</u>	備					nimaca 路の者
37	joode	備	正藍Ⅲ1		「覺羅」		soocangga 系
38	fulakta	備	鑲白Ⅲ10	32	郭絡羅	405	
39	janu korkon	備	正藍Ⅱ16?	18	阿顏覺羅	241	
40	tanggio	備					kilen 路の者
41	comno malan	半備					lalin の者
42	hūsiri	備?	正藍Ⅴ11	37	烏蘇	456	hailan 路大人
43	gabula	備	正白Ⅲ15	36	扎庫塔	447	sacikū 路大人
44	juhūda	備	正藍Ⅰ10	12	伊爾根覺羅	188	hingkan 路大人
45	sakca	備					
46	songgotu	備					
47	判読不能	備					
48	sobohi	備	正白Ⅴ13	25	富察	334	fio 城の者、父来帰の功
49	ibai	備	正藍Ⅴ9	9	赫舍里	151	
50	piyada	備	正白Ⅴ1	38	巴雅拉	463	
51	samhatu	備		19	佟佳	249	№3 の同族
52	lenggeri	備					

※人名は「黄字檔」勅書作成後に削除された勅書を意味する。 ※※たとえば正白Ⅰ15は正白旗第一参領第一五佐領を意味する。 ※※※『八旗満洲氏族通譜』は遼瀋書社版の影印本である。

B 正黄旗

1	<u>busan</u>	一総\一副	正白Ⅳ1	11	他塔喇	169	
2	<u>abtai</u>	三総	正白Ⅳ10	23	烏喇納喇	295	

3	<u>turgei/ cergei</u>	三総	鑲黃 I 4 ・ 7・ 11	5	鈕祜祿	101 102	父 (aidu) の功
4	<u>cergei/ turgei</u>	三副 \ 一遊					父 (aidu) の功
5	<u>šajin</u>	三参	正白 III 12	11	他塔喇	169	
6	yeodehe	二参を弟の holdo に	正白 II 10	45	葛濟勒	516	waran 路大人
7	ginggūlda	三参	正白 IV 13	38	巴雅拉	460	jakūta 路大人
8	asidarhan	一参	正白 II 4	22	葉赫納喇	282	
9	inggūldai	三参	正白 I 4	11	他塔喇	167	
10	sunā	一参	正白 II 2	22	葉赫納喇	281	yehe から来帰の功
11	baicuka	三遊	鑲白 III 14	36	扎庫塔	448	№41 の同族
12	kamtani	三遊 \ 備	正白 V 8				
13	<u>samsika</u>	三遊	正白 III 3	19	佟佳	252	hūrgan 三弟
14	ninju	三遊					ehe kuren 路大人
15	sintai	二遊	正白 V 7		(覺爾察)		
16	bada	三遊					jakūta 路大人
17	ajige nikan	三遊	正白 I 1	11	他塔喇	168	父の功
18	<u>ubai</u>	三遊	正白 I 8	4	瓜爾佳	86	
19	toktohoi	三遊	蒙正白右 8				
20	ilden	一遊 \ 三副	鑲黃 I 4 ・ 7・ 11	5	鈕祜祿	102	父の功/№3・ 4 の弟
21	jekduri	備					ehe kuren 路大人
22	kanangga	備	正白 III 13	1	瓜爾佳	41	
23	coohar	備	鑲黃 I 7	5	鈕祜祿	102	父の功/№3・ 4 の弟
24	badangga	備					
25	<u>hūsite/junta</u>	備	正白 III 3/ III 7	19	佟佳	251	hūrgan 次弟と同四子
26	<u>fungga</u>	備		6	舒穆祿	121	hule の yecen の功
27	šukio	備	正白 II 10	45	葛濟勒	516	№6 の従兄弟
28	biruhai	備	蒙正白左 5		索龍古思		明から来帰
29	<u>kamhū</u>	備					hongko 路の者
30	kūniyakta	備					hongko 路の者
31	suwayan ilacin	備					
32	tambai	備	正白 IV 1	11	他塔喇	169	№1 の従子
33	<u>hele</u>	備	鑲白 III 17	2	瓜爾佳	59	
34	maltu	備	鑲白 I 6	36	扎庫塔	448	

35	ganggada/dadai	備/三遊	正白II7	22	葉赫納喇	285	ganggada は dadai の弟
36	dadai	備	同上				
37	harsungga	備		46	鄂卓	526	
38	hūnta	備	正白III5	19	佟佳	251	父 (hūrgan) の功
39	bandasi/esen	備	鑲黃I11	5	鈕祜祿	100	esen は bandasi の弟
40	baicuka/bayan	備	___/正白V5	23	烏喇納喇	295	bayan は №2 の従兄弟
41	teodengge	子を備に		36	扎庫塔	448	sacikū 路の者
42	malaga	備					
43	sihan saman	備					
44	suijan	備	正白IV7	33	李佳	419	
45	ayusi	備					
46	gingguda/olbio	___/備					jakūta 路の者 (olbio)
47	tulešen mafa	備?	正白IV13	38	巴雅拉	460	jakūta 路大人/№7 の父
48	indahūci	備		15	伊爾根覺羅	210	
49	nomtu	備	正白V9	30	兀札喇	385	ula から来帰
50	sengge	備	鑲黃IV14	41	寧古塔	484	ningguta 路大人/子 niyanioke 承襲
51	senioke	備?					父 sengge 来帰の功
52	boyontoj/namu	___/備					
53	kogo	備					
54	buyantu	備	正白V5	23	烏喇納喇	295	№40bayan の弟
55	baduri	備					蒙古国人
56	badana (故人)	備		27	富察	354	sibe 国人/弟 holohoi に 承襲

C 正紅旗

1	hošotu	一総	正紅I5・ 7・9・10	8	董鄂	138	父 (hohori=donggo efu) の功
2	tanggūdai	三総	正白II16		(宗室)		太祖庶子
3	eksingge	三総	鑲白IV10	29	戴佳	381	
4	yekšu	三副	正紅III5	39	輝和	468	nimaca 路大人
5	kitanggūru	三参	蒙鑲紅II3				来帰の功
6	yegude	二参	鑲紅V6	35	薩克達	437	
7	cahara	三参	鑲白III10	32	郭絡羅	405	
8	hūngniyaka	三遊	鑲紅V8	34	吳扎庫	425	

9	loosa	三遊	鑲紅III 16	2	瓜爾佳	54	
10	dayangga	三遊	鑲紅III 1 ?				
11	ulkun	三遊	正紅V 8	4	瓜爾佳	88	
12	namida	一遊	鑲紅III 6	44	費莫	507	
13	murtai	備	正白II 16	13	伊爾根覺羅	195	父の功
14	tulai (dulei)	備		8	董鄂	138	父の功/№1 の弟
15	sihan fiyanggū	備	正白I 6	8	董鄂	139	父の功
16	guwangsi	備					
17	moobari	三遊	正紅III 8	23	哈達納喇	303	
18	jaisa	備					
19	looton mafa	孫 fatan を 備に	正紅IV 10	11	他塔喇	175	dorgi bira 路大人
20	nahantai	備	正紅IV 8	48	虎爾哈	542	
21	goiman	備					
22	šojan	備	正紅V 1	26	富察	339	
23	判読不能	備					
24	gindarhan	備	正紅III 2				
25	baintu?/toktoi	備					toktoi は№20 の弟
26	dumbai	備	正黄I 16	25	富察	326	
27	jingsengge	備					
28	haksaha	備					
29	ubahai	備	正紅V 9	9	赫舍里	149	
30	enggetu	備	蒙正紅右 1				
31	fukana	備					
32	senio	備	正紅III 12	30	兀扎喇	391	hūrha 路大人
33	tuhei	備	鑲紅III 4	2	瓜爾佳	54	
34	tonggoi	備	鑲紅III 10	24	輝發納喇	312	
35	hithai	備	鑲紅III 1				
36	aisingga	備		25	富察	335	fio 城から来帰の功
37	hūlhūri	備	鑲紅V 1				
38	gakda	備					
39	garda	備	鑲紅V 10	35	薩克達	436	
40	fūmbulū	備					
41	kurmei	備	蒙鑲紅II 5				
42	corokei	備	蒙鑲紅II 7				
43	yehei loosa	備					
44	jimku	備		39	尼馬察	472	

D 鑲紅旗

1	<u>burgi</u>	三副 \ 三参	正紅 I 1		「覺羅」		soocangga 系
2	dobi ecike	三参	同上		同上		№1 の父
3	hahana	三参 \ 三遊	鑲紅 II 4	21	那木都魯	274	namdulu 路大人
4	garu	三参	鑲紅 IV 3	28	完顔	366	父 (siraba) の功
5	cohono	三遊	鑲紅 V 14				namdulu 路大人/№3 の弟
6	borjin	三遊	鑲紅 IV 1	28	完顔	363	
7	alanju	三遊	鑲紅 IV 14	8	董鄂	141	父の功/陣亡の功
8	sunjacin bayan	三遊			董鄂		陣亡の功/『初集』卷 225
9	langge	三遊	鑲紅 IV 11	8	董鄂	141	陣亡の功
10	langse	三遊	同上				№9 の弟
11	jangsiba	三遊	同上				№9 の族弟
12	<u>arhai</u>	三遊			「覺羅」		№1 の弟
13	wangšan	三遊	鑲藍 I 11		「覺羅」		soocangga 系
14	<u>tondai</u>	三遊					
15	keri	二遊	正紅 II 3	23	哈達納喇	303	C №17 の弟
16	ooba	三遊					
17	susan	三遊	鑲紅 V 13	28	完顔	369	
18	hara kuji	三遊	鑲紅 II 8	8	董鄂	140	
19	<u>yungšun</u>	三遊	同上				№18 の兄
20	sangguri	三遊					
21	giošan	備	正紅 II 5	33	李佳	416	父の功
22	warka ecike	備	鑲紅 I 17		「覺羅」		desiku 系
23	asan	備	同上				№22 の子
24	<u>yerengge</u>	備	鑲紅 II 14	2	瓜爾佳	59	
25	begei	備					№26 の子 (『老檔 II 太祖 2』 p.894)
26	ilacin bayan	備		28	完顔	367	陣亡の功
27	yecen	備 / 三遊	鑲紅 II 1	28	完顔	362	
28	taantaiju	備	正紅 II 8	23	哈達納喇	303	№15 の一門
29	santan	備	正藍 II 1	24	輝發納喇	313	
30	ancungga	備	正紅 V 13	11	他塔喇	175	C №19 の同族
31	irgeni	備	鑲紅 I 10	11	他塔喇	170	
32	ilemu	備	鑲紅 I 14	39	輝和	470	父の功

33	sitangga	備					
34	bordoi	備					hongko の子
35	wanju	備		2	瓜爾佳	54	C.№33 の伯父
36	kürcan	備	鑲紅II 5	5	鈕祜祿	106	
37	kübai	備	同上				№36 の弟
38	begei?/janggitai	備					
39	yangguri	備					
40	wangge	備		8	董鄂	141	陣亡の功
41	fadu	備ノ三遊					
42	wangšan ecike/ donggoro	三遊ノ備					donggoro は№13wang- šan の弟
43	yehei loosa	備					C.№43 とは別人?
44	gartu	備					
45	dahûtai?/dahû	備					
46	aituwan	備		39	尼馬察	472	
47	nikan	備	鑲紅II 16	22	葉赫納喇	286	
48	tulkun (故人)	備	正紅II 11	15	伊爾根覺羅	210	戍守の功
49	conoi	備	鑲紅IV 17	13	伊爾根覺羅	193	
50	ubahai	備					C.№29 とは別人?
51	daida	備					
52	kalcunggi	備					
53	buyan	備	正紅III 14	9	赫舍里	148	
54	tohoci	備	蒙正紅左 2				
55	ajuhû	備					
56	判誥不能/liye- liyehun	備					
57	masingga	備					
58	判誥不能	備					
59	kamugû/haise	備					
60	ušan	備	鑲紅II 11	13	伊爾根覺羅	193	№49 の一門
61	eimun	半備					niyolmono mafa の子?

E 鑲藍旗

1	mungtan	三副	鑲藍 I 5	29	戴佳	380	
2	šusai	三副	鑲藍IV 9	25	薩克達	433	

3	gusantai	三副	鑲藍 II 3	22	葉赫納喇	283	
4	kangkalai	三參	鑲藍 III 4	48	虎爾哈	544	
5	langse	二參	鑲藍 III 13	7	馬佳	133	
6	langida	備	同上				№5 の弟
7	esentei	三參					
8	yamburi	二參?	鑲藍 IV 7	2	瓜爾佳	58	warka 路大人/陣亡の功
9	hūsibu	二參	鑲藍 I 13	22	葉赫納喇	283	
10	nomhon	三遊\備	正藍 III 5		「覺羅」		taca fiyanggū 系
11	subahai	二參	鑲藍 II 1	22	葉赫納喇	285	
12	loki	三遊					
13	šundui (šundoi)	一遊					šundui niru (『老檔』天命 6・2/p.260:10・6/p.976)
14	munggan	一遊	鑲藍 V 9	28	完顏	365	
15	hūwašaha	備					
16	dobui	備					№17 の子
17	teinju	三遊	鑲藍 I 7	28	完顏	367	
18	emungge	三遊	鑲藍 II 11	2	瓜爾佳	60	
19	giyasulan	三遊	鑲藍 V 12	6	舒穆祿	119	
20	hūsitun	三遊					兄の功/№8 の弟
21	yahican	備	鑲藍 V 10	23	哈達納喇	306	
22	manggo	備	鑲藍 III 1	24	輝發納喇	312	
23	jongnoi	備	鑲藍 III 8	23	哈達納喇	302	
24	modo	備					
25	dunggami	備	鑲藍 V 7	20	佟佳	262	
26	fadu	備		16	舒舒覺羅	227	半個佐領
27	yeke	備		2	瓜爾佳	55	半個佐領
28	nikada	備		22	葉赫納喇	289	
29	burantai/dadu	備	正黃 II 17				
30	saimuka	備					№1 の弟 (『太宗実録』崇 徳 2・5/28)
31	artai(ardai)	備	鑲藍 I 3		覺爾察		
32	fanduri	備	正黃 II 17				
33	loosantai	備					
34	yadaka	備					『老檔』の転写は yabka
35	sitoku	備	鑲藍 IV 5	20	佟佳	262	

36	nitangga	備	鑲藍III 12	2	瓜爾佳	57	
37	yanjuhû	備					yanjuhû niru (『老檔』天命 6・9/p.378)
38	tahabu	備	鑲藍V 6	28	完顏	364	
39	daisu	二遊	正黃II 17				
40	tomin	備	鑲藍II 16	43	穆爾察	504	
41	untai	備	鑲藍I 14	9	赫舍里	153	
42	limbu	備					№36 の弟
43	<u>nitangga?</u>	備					
44	ninu	備					№36 の弟
45	<u>sirin</u>	備					
46	singgiya	備					

F 正藍旗

1	<u>anggara</u>	三副	正白II 17		「覺羅」		soocangga 系
2	tobohoi	三副	正黃IV 7		「覺羅」		同上
3	ireſen	三參	鑲黃III 3	44	費莫	508	
4	boihoci	三遊	正白III 9		「覺羅」		giocangga 系
5	sele	三遊	同上				№4 の子
6	hûsitun	三遊	正黃II 1	36	扎庫塔	447	
7	hûwaktaka	三遊		38	巴雅拉	462	hûrha 路の者/來帰の功
8	yambulu	二遊	鑲黃III 1	3	瓜爾佳	71	
9	afuni	三遊	正黃V 14	8	董鄂	142	
10	<u>tumburu</u>	二遊ノ三副					
11	<u>baduhû</u>	一遊	鑲白IV 14	67	和爾	734	
12	baihû	三遊					
13	babuhû	二遊					
14	ſuſalan	二遊	正黃II 2	36	扎庫塔	446	
15	bangsu	三遊	鑲黃III 12	6	舒穆祿	123	
16	sulhio	備	正黃V 6	21	那木都魯	274	
17	<u>unggadai</u>	備	正藍III 10	9	赫舍里	153	
18	daimungga	備	鑲白IV 17	37	烏蘇	454	
19	hunio	備					
20	nikan	備	鑲白I 12	23	烏喇納喇	296	
21	dumei	備	鑲黃V 12				

22	oode	備	正黄 II 12		「覺羅」		soocangga 系
23	muhaliyan	備	鑲黄 I 5		「覺羅」		liocan 系
24	boroi	備					
25	baindai	備					
26	doksoho	備	蒙鑲黄左 1				
27	mangko	備					
28	boigon	備					
29	判読不能	備					
30	<u>burantai?</u>	備					
31	giyamsu	備		53	鄂謨拖	598	
32	aibari	備	鑲黄 III 2・10		富察		『鑲黄旗富察氏家譜』
33	arai	備					№5 の弟
34	jaciba	備					№15 の父
35	tuntasi	備					№32 の兄
36	busan	備					

G 正白旗

1	yangguri	一総 \ 副 ノ一総	正黄 II 5	6	舒穆祿	115	
2	lenggeri	一総 \ 副 ノ一総	正黄 II 7	6	舒穆祿	116	№1 の次弟
3	baintu	一副			(宗室)		太祖異母弟 bayara の子
4	<u>namtai</u>	三副	正黄 V 1	6	舒穆祿	116	№1 の三弟
5	hasan	三副	鑲藍 II 14	22	葉赫納喇	285	
6	yahican	一参	鑲黄 II 3	7	馬佳	132	
7	判読不能	二参 \ 備					
8	<u>babutai</u>	三参	正黄 II 10		(宗室)		太祖庶子
9	bakiran	一遊	鑲紅 I 2	24	納喇	317	
10	yahū	三遊	正黄 IV 1	23	哈達納喇	304	
11	<u>furdan</u>	三遊?	同上				№10 の七子
12	mandarhan	三遊	同上				№10 の長子
13	baisan	三遊	鑲黄 V 2		「覺羅」		boolangga 系
14	kakamu	三遊	鑲黄 IV 8	41	薩哈爾察	487	<u>tanggari</u> の子
15	bojiri	三遊	鑲黄 II 13				
16	adai	三遊			鄂爾郭諾特		『初集』170・蒙正黄

17	obondoi	三遊	蒙正黄喀爾沁 2		曼精		『初集』170・蒙正黄
18	jangan	備	鑲白V6	2	瓜爾佳	62	
19	tanaka	備	鑲紅I8	34	錫克特理	427	
20	bahi	備	鑲黄IV5	26	富察	340	
21	suldungga	備	鑲黄IV6	26	富察	350	
22	holohoi	備					何洛会佐領 (鑲白II10・II16)
23	hasan?	備					
24	hūsimu	備ノ三遊	鑲白II17				
25	namtai ujihe	備		22	葉赫納喇	283	
26	wanggin	備					
27	jonggodoi	備					
28	karkama	備	鑲白III4	26	富察	338	
29	判読不能	備					
30	kila/omsoko	備	鑲黄I12	25	富察	334	kilaと omsoko は fio 城の大人 aitungga の弟
31	temuru	備					
32	sunjacin	備					
33	turusi	備	鑲黄V7	16	舒舒覺羅	223	
34	dajihan	備					
35	判読不能 /langsi	備					
36	bashan	備	蒙正黄蒙 5				
37	dalan/handu	備	蒙鑲藍頭 4	56	尼竺渾	627	『初集』171・甘篤
38	tohoci	備					
39	mafuta	備	正黄IV4				№10 の八子
40	yarbu	備		14	伊爾根覺羅	202	
41	babuhai	備					太祖庶子、№8 の弟
42	asik	備?					
43	ajai	備	正黄III8	12	伊爾根覺羅	183	bayartu の子
44	gargio	備		34	錫克特理	427	

H 鑲白旗

1	tulai	三副		1	瓜爾佳	32	父 (fiogdon) の功
---	-------	----	--	---	-----	----	----------------

2	<u>isun</u>	三副	鑲白 V 4	1	瓜爾佳	35	№1 の従兄弟
3	darhan efu	三副	正藍 II 7	32	郭絡羅	405	
4	dajuhù	三副 \ 三遊	正藍 III 6	31	兆佳	400	
5	nikari	二参	正藍 IV 9	41	寧古塔	483	ningguta 路の大人
6	yama	三参	鑲白 V 15	17	西林覺羅	235	
7	alha	三遊	正藍 IV 11	51	扎拉理	574	№16 の族孫
8	donoi	三遊	鑲白 II 3	3	瓜爾佳	77	
9	<u>karkama</u>	三遊	鑲白 IV 6	45	索綽絡	520	
10	<u>bayartu</u>	三遊					G№43 と同一人物?
11	onoi	三遊	鑲白 II 14	25	富察	333	jakūta 路大人
12	kaju	三遊	同上	25	富察	333	jakūta 路の者/jergine の弟 / №11 族弟の子
13	<u>nadai</u>	三遊					
14	<u>wanju</u>	備					
15	ubahai	備	鑲白 II 11	11	他塔喇	169	
16	fukca	備		51	扎拉理	574	
17	nusan	備					
18	wehede	備					来帰の功/№5 の子?
19	<u>todahai</u>	備					
20	akio	備	正藍 II 11	4	瓜爾佳	89	
21	elki	備					
22	jukšu	備	正白 I 16	21	那木都魯	276	
23	haningga	備	鑲白 II 6	25	富察	332	
24	cirgešen	備		41	寧古塔	483	
25	kūwataiju	備					
26	abutai	備					
27	congjika	備					
28	omina	備					cecekei の子
29	samjan bayan	備					陣没の功
30	nanggin	備		41	寧古塔	484	
31	cingšan	備					
32	nacibu	備	正藍 IV 3	13	伊爾根覺羅	194	
33	<u>dolbi</u>	備					
34	gisun	備		1	瓜爾佳	35	solho mafā (= fiogdon の父) の功/№2 の弟

35	yangšan	備		1	瓜爾佳	34	№2 の兄
36	uici	備	鑲黃II 8	1	瓜爾佳	33	fiongdon 九弟
37	noyodo	備	蒙鑲黃右 7				
38	hūlmai	備					
39	budai	備					
40	nomin	備					

【注】

- ① この点に関する明快な解説としては、杉山清彦「マンジュ国から大清帝国へ【その勃興と展開】」（岡田英弘編『別冊 環⑥ 清朝とは何か』2009）pp.79-83、同『大清帝国の形成と八旗制』2015 の特に第五章（pp.251-300）を参照。
- ② 本稿では「八旗」を行政的軍事的組織全体の総称として、「グサ」を「八旗」の各構成単位を指す名辞として使用する。
- ③ 入関前のニルは旗分ニルとポオイ＝ニル booi niru に大別された。前者はハン・諸王に分属する公的なニルであり、後者はハン・諸王の「家 boo」に所有される私的・隷属的なニルと規定し得る。詳細は拙稿「清初ニル類別考」（『立命館文学』608、2008、pp.111-133）を参照されたい。
- ④ 拙稿「マンジュ国〈四旗制〉初建年代考」（『立命館東洋史学』32、2009、pp.1-30）。
- ⑤ 本稿では、特に『満文原檔』の原文・和訳を示す必要がない限り、満文老檔研究会訳註本『満文老檔』I～VII（1955～1963）を用いる（以下『老檔』と略称）。本文の該当引用箇所は訳註本『老檔 I 太祖 1』pp.274-75 である。
- ⑥ このことを初めて指摘したのは姚念慈『清初政治史探微』2008、p.60 である。ハグサは黄白紅藍四旗の同色グサから各々分設されたと説かれることもある（たとえば杜家驥『八旗与清朝政治論稿』2008、pp.9-28）が、ここでは採らない。ヌルハチがチュイエンの失脚幽閉にふれて「汝（チュイエン）に専らにさせた国人 gurun、牧群などを皆弟等 deote に一緒にして同様に分配せよ」（『老檔 I 太祖 1』p.31）と命じたことに照らしても、姚説は揺るがないと考える。
- ⑦ ここまでの叙述は、主として岡田英弘「清の太宗嗣立の事情」[初出 1972]（『モンゴル帝国から大清帝国へ』2010）pp.437-439 に依拠する。
- ⑧ ホンタイジを中心とする暗闘は、周遠廉『清太祖伝』2004（pp.547-597）が詳述する。同書によれば、天命八年五月のエルデニ＝バクシの刑死、翌六月のウルグダイの失脚も、暗闘に起因する疑案であった。このときウルグダイは総兵官から備禦に降格され、翌七月に三等遊撃に昇級するが、後述の『原

- 檔』「黄字檔」勅書はウルクダイを載録しない。妻のマンガジ＝ゲゲ（ヌルハチ三女）がオオハン部のソノム＝ドゥレンに再嫁したのが天聰元年二月のことであるから（『老檔Ⅳ 太宗1』pp.113-114）、彼此勘案してウルクダイは「黄字檔」が作成された天命一〇年八月までに物故していたのであろう。
- ⑨ 『老檔Ⅱ 太祖2』p.554-558。
- ⑩ 同上、pp.653-654。
- ⑪ 同上、p.644。
- ⑫⑬ 「八家」「八分」に関する最新の論及としては、谷井陽子『八旗制度の研究』2015、pp.98-102を参照。
- ⑭ 東洋文庫東北アジア研究班編『内国史院檔 天聰八年 本文』2009、pp.302-305、ならびに中国第一歴史檔案館『清初内国史院滿文檔案訳編（上）天聰朝・崇徳朝』1989、p.111参照。なお、各グサを三〇ニルに均等化した事実は、順治初纂『太宗実録』の滿文・漢文にひとしく記載されているが、グサ別ニルの増減数がすべて削除されている。
- ⑮⑯ ホンタイジ即位後に生じた両黄旗と両白旗間の旗色交換を始めとする領主や領旗の変動については、阿南惟敬「天聰九年專管ニル分定に関する新研究（上）（下）」[初出1975]（『清初軍事史論考』1980所収）、杜家驥『清皇族与国関係研究』1998・同『八旗与清朝政治論稿』2008等を参照。
- ⑰ 天聰八年の調整当時、満洲ニル二二五個以外に八旗下の旧蒙古ニル七〇数個が存在し、戦闘に従事する際にはウネゲとオボンダイ（後にアダイ）をグサ＝エジェンとする「蒙古左右翼二旗」を構成した（阿南惟敬「天聰九年の蒙古八旗成立について」『清初軍事史論考』p.339、張晋藩・郭成康『清入関前国家法律制度史』1988、pp.269-272・pp.277-278）。この左右翼二旗が翌年編成される蒙古八旗の基幹部分を構成するのであるが、以上の経緯に照らしても旧蒙古ニルが調整の対象になったとは考え難い。
- ⑱ 順治初纂滿文『太宗実録』天命一一年九月朔（庚午）条。
- ⑲ 天聰年間に展開したホンタイジと三大バイレとの衝突・抗争は、陳文石「清太宗時代的重要政治措置」（『明清政治社会史論 下冊』1991）pp.440-442・pp.487-504が詳しく、また前掲姚念慈『清初政治史探微』pp.111-125にも要領を得た記述がある。
- ⑳ 前掲杜家驥『八旗与清朝政治論稿』の第六章「清初八旗領属関係多次改變及其政治影響」（pp.149-187）参照。マングルタイ・デゲレイ兄弟死後に発生した正藍旗の剥奪と解体については、杉山清彦「清初正藍旗考」（『史学雑誌』107-7、1998）pp.22-28、同『大清帝国の形成と八旗制』2015、pp.238-248に周到詳細な叙述がある。

- ⑳ 『清初内国史院満文檔案訳編（上）天聰朝・崇徳朝』天聰九年一二月初五日条（pp.212-215）、順治初纂満文『太宗実録』天聰九年一二月初五日条参照。最初、諸王・大臣がハン単独での正藍旗没収を上奏したのに対して、ホンタイジは正藍旗の七旗分配を主張するが、文館の協議と諸王・大臣の再審議を経て「正藍旗を皇上の旗に合わせて二旗となす」ことに決定した。正藍旗没収は既定の方針であったにせよ、諸王の賛成は不可欠であったし、ホンタイジ自身一旦は形だけでも七旗への分配を仄めかす必要はあったのである。
- ㉑ つとに前掲杉山清彦「清初正藍旗考」は「これまで知られていないことであるが、天命末、おそらく天命九一〇（1624-25）年頃に若干の（ニルの〔筆者補〕異動があった」（p.9）と指摘し、正藍旗からの転出例として eksingge（→正紅旗）・dajuhû（→鑲白旗）・nikari（→鑲白旗）、正藍旗への転入例として anggara（←正紅旗）・tobohoi（←正紅旗）を挙げる。ただ、同『大清帝国の形成と八旗制』p.68 では、ニル置き換えの時期を一年繰り上げて天命八一〇年とする。
- ㉒ 国立故宮博物院『満文原檔（四）』（民国 95/2006 年）pp.347-413、『老檔 III 太祖 3』pp.999-1054。なお、本稿で『原檔』の無圈点老満文をローマ字転写する場合は、メレンドルフの有圈点新満文転写方式に準じ、同方式の ü は今西案に従ってすべて û と表記した。
- ㉓ 世職制の成立と変遷は松浦茂「天命年間の世職制度について」（『東洋史研究』42-4、1984、pp.105-129）を参照。世職官と実職官の等級的平衡性に関して説明を補足しておく、グサ = エジェン - 総兵官、メイレン = エジェン - 副将、ジャラン = エジェン - 参将・遊撃、ニル・エジェン - 備禦という関係になる。
- ㉔ 細谷良夫「『満文原檔』『黄字檔』について—その塗改の検討—」（『東洋史研究』49-4、1991）pp.40-41、同「布山総兵官考」（『清朝と東アジア—神田信夫先生古稀記念論集—』1992）pp.43-44 参照。なお、杉山清彦『大清帝国の形成と八旗制』pp.40-43 は、「黄字檔」の作成が確実に天命一〇年であったとする新たな傍証を補足する。
- ㉕ 『老檔 IV 太宗 1』pp.443-457。
- ㉖ 『老檔 IV 太宗 1』pp.419-424。
- ㉗ 『老檔 V 太宗 2』p.535・pp.635-640。
- ㉘ 〔表 III a:「黄字檔」勅書一覧表〕の人名比定は、全体としては阿南惟敬『清初軍事史論考』1980 所収の諸論考、鑲黄旗と正藍旗に関しては杉山清彦「清初八旗における最有力軍団—太祖ヌルハチから摂政王ドルゴンへ」（『内陸アジア史研究』16、2001）と同「清初正藍旗考」（前出）を参考にした。

- ③⑩ 〔表Ⅱ〕②中、songgotuのみ、〔表Ⅲ a〕に勅書削除の痕跡をとどめないが、理由は不明である。勅書の改訂が天聰四年に及んだ一証として、「黄字檔」正白旗 №37dalan / handu 勅書をあげたい。この二名は『初集』卷一七一・甘篤伝に「適々蒙古牛泉章京達蘭者以罪罷、因以甘篤領其衆。時天命九年、八旗始編蒙古五牛泉。此其一也」とある「甘篤 g'andu」とその前任者「達蘭 dalan」に該当する。「八旗始編蒙古五牛泉」（計四〇ニル）が整備された年次は『初集』内でも出入があり、上記列伝の記事は天命九年、旗分志の鑲藍旗蒙古都統頭參領第四佐領は天聰四年とする（張晋藩・郭成康『清入関前国家法律制度史』pp.270-271）。天命九年ははまだ勅書作成以前であるから、dalan 勅書を handu に改訂したのは天聰四年と考えざるを得ない。
- ③⑪ 〔表Ⅱ〕①のうち、yecen（三副）・ilden（二副）・turusu（遊）・loosa（三参）らは昇級前の世職が「黄字檔」勅書のそれと合致しない大臣であるが、これは天命一〇年から天聰四年までの間に世職の昇級があったと考えれば説明がつく。たとえば turusu は天聰三年一二月までに備禦から遊撃に昇級していたし（『老檔Ⅳ 太宗Ⅰ』p.272）、yecen は天聰元年正月に備禦として現れ、同年四月に遊撃から参将に昇級し、天聰四年二月に副将として現れる（『老檔Ⅳ 太宗Ⅰ』p.7・63・299）。とすると、「黄字檔」勅書は天聰四年二月ばかりか、それ以前の昇級に関しても、逐一反映しているわけではなかった。
- ③⑫ 高位世職保有者が最も多い鑲黄旗を例示すると、三等総兵官から三等遊撃までの世職を保有する〔表Ⅲ a〕ANo1-10・No15-19 は『初集』旗分志との対照から、すべて「国初編立」ニルの初代ニル = エジェンであり、かつ死去するまでそのまま在任したことが判明する。このうち、No9hūwašan・No18lisan 兄弟はもと二個の半個ニルを各々管轄したが、後に合併して整ニルを編成した事例である。
- ③⑬ 姜慶暉「試析天命年間八旗牛泉の分布」（朱誠如・王天有編『明清論叢』第7輯、2006）は、『老檔』所載「天命一一年勅書」の備禦二一四・五人（〇・五 = 半備禦）をもって、すべて「ニル = エジェン備禦 nirui ejen beiguwan」（用例は『老檔Ⅰ 太祖Ⅰ』p.390、『老檔Ⅱ 太祖Ⅱ』p.696・844、『老檔Ⅲ 太祖Ⅲ』p.1105 など）と看做すため、二一四・五個のニルが存在したと断定する。しかし、姜氏のいう『老檔』「天命一一年（実は一〇年）勅書」なるものは、オリジナルの『原檔』「黄字檔」勅書に施された改訂後の結果だけを抜粋摘録したものであり（細谷前掲論文 p.22）、この点でも天命末年のニル数を算定する根拠とはなし難い。
- ③⑭ 『初集』卷四・旗分志・正黄旗第二参領・第一七佐領（以下、Ⅱ17のように略称）条参照。該ニル第七代のニル = エジェン艾音布の父愛音察について、鑲藍旗から正黄旗に改隸したとの明文がある（『通譜』卷二八・本伝）が、こ

- のニルが正黄旗に改隸したのは雍正元年のことである（鈴木真「清朝前期の鑲藍旗旗王家」『社会文化史学』55、2012、p.45・注26）。
- ③⑤ 『原檔（三）』2006所収「列字檔」pp.210-213、『老檔Ⅱ 太祖2』pp.651-653 参照。
- ③⑥ obohoi は warka ecike とともに、天命八年七月に正紅旗サハリヤン = ベイレの属下として現れるので（『老檔Ⅱ 太祖2』p.853）、頸掛け人に任じられた五ヶ月後には鑲紅旗から正紅旗に移転していたのであり、天命一〇年八月までに再び鑲紅旗に転属したことになる。
- ③⑦ 『老檔Ⅱ 太祖2』p.905。
- ③⑧ 『老檔Ⅱ 太祖2』p.863。
- ③⑨ 諸王のニルを「処理する」ことの重要な一側面として、杉山清彦『大清帝国の形成と八旗制』2015、p.154 は諸王へのニル分与に際して「血縁・通婚・主従など従前の結合関係が勘案され」た事実を実証している（前記 hohori = donggo efu と anggara age はその典型例）。もともと、ニル移動の全体を律するような規則性の存否については後考に俟ちたい。
- ④⑩ グサの領有関係とその変動については前注⑩⑪に掲げた文献を、鑲藍旗の安定性については前掲の阿南惟敬「天聰九年専管ニル分定に関する新研究（上）」p.561 と鈴木真「清朝前期の鑲藍旗旗王家」p.24 を参照。
- ④⑪ burantai・fanduri・daisu の正黄旗改隸については前注③④を、nomhon の正藍旗改隸（雍正八年）については拙稿「清初〈専管ニル〉再論—貂皮・人参採捕権の解釈を中心に—」（『立命館東洋史学』35、2012）p.18 を参照されたい。
- ④⑫ 『老檔Ⅱ 太祖2』天命八年二月一八日条（p.662）に、ヌルハチが諸王に奸邪の者を退けよと訓戒した言が見え、その原注に「munggu を奸悪臆病とて殺した」とある。munggu は天命七年六月にはいまだ遊撃として生存が確認されるので、処刑はそれ以後のことであろう。
- ④⑬ 『老檔Ⅱ 太祖2』p.754。この個所には「dumei 遊撃」と見えるが、実は tumen と同一人物であることは、大凌河包圍戦の戦死者を顕彰する『老檔Ⅴ 太宗2』天聰六年正月一七日条（pp.639-640・p.663）に dumei/tumen の二様の表記で現れること、またそこに記述される dumei/tumen 戦死の状況、およびその勲功に伴う子 tuyantu の備禦承襲が『初集』巻一八六・図們伝（子図彦図を附伝）の記事に合致することからもただちに分明する。なお、〔表Ⅲ a〕正藍旗 №21 dumei は『老檔Ⅱ 太祖2』p.944 に「ula の tumei ニル」と見える同名の別人であり、ウラ国からの来帰者であった。改めて説明するまでもないが、『原檔』など無圈点老満文の表記では tu と du を区別しないので、

- 有圈点新滿文への転写時に *tume* (n) ~ *tume* (i) ~ *dume* (i) 程度の差は十分生じ得た。
- ④ 『老檔Ⅱ 太祖 2』 p.759. [表Ⅳ] I 1 ニルの碩爾惠 *šorhoi* も [表Ⅲ a] に登場しないが、やはり天命八年五月に *dumei/tumen* と同時に遊撃を革職されている (『老檔Ⅱ 太祖 2』 p.754)。
- ④ 『老檔Ⅱ 太祖 2』 p.754)。
- ④ 『老檔Ⅱ 太祖 2』 p.754)。
- ④5 I 11 ニルは天聰八、九年までに一旦正紅旗に転入した後、雍正七、八年に再び移動して鑲藍旗に転入した (細谷良夫「八旗覺羅佐領考」『星博士退官記念中国史論集』1978、pp.349-351)。
- ④6 三丹達爾漢を継いだⅡ 14 第二代ニル = エジェン喀山は、[表Ⅲ a] 正白旗 №5 *hasan* にあたるが、両者の関係は不明である。また、『通譜』卷二二・喀山伝は正黄旗からの改隸と記す。この正黄旗はもとより旗色交換前の正白旗にあたる。いずれにせよ、天聰年間以後の改隸である。
- ④7 『初集』卷一六七・沙爾虎達伝に「姓瓜爾佳氏、世居胡爾海地方。天命十年来帰、従太祖高皇帝征瓦爾喀有功、授備禦世職」とある。沙爾虎達の居住地が松花江下流のニエルベ *niyelbe* 村であったことは、朝鮮・申瀏『北征録』(藤本幸夫『北征録』について) [畑中幸子・原山煌編『東北アジアの歴史と社会』1991 所収] に収録する和訳の、特に p.89) 参照。ニエルベの位置は『盛京吉林黒龍江等処標注戦蹟輿図』第四排二を見よ。
- ④8 鑲藍旗Ⅲ 5 の賀索礼 *hosori* は、その弟索礼 *sosori* が天命八年六月にジルガン = アゲの「*sosori* のニルを取り上げてアミン = ベイレに与えた」(『老檔Ⅱ 太祖 2』 p.792) と見える。その後、*sosori* は世職を剥奪されるような不始末を犯したのであろうか。
- ④9⑤0 以上の経緯に関しては、張晋藩・郭成康『清入関前国家法律制度史』 pp. 263-269・pp.284-291 参照。同書は『初集』旗分志に基づき、蒙古二旗の所属ニル一八個を列挙するが、そのうち旗分志・正白 V 3 は明らかにホルチン部長ミンガン属下のグウルチャ部人なので (本文後段 [表Ⅹ] №2 参照)、正確には一七個となる。ここに『通譜』卷六六・恩格徳爾額駙伝と同卷・明安 (上記のミンガンとは別人) 伝から旗分志未載のニルを補えば合計一九個となる。蒙古二旗を解体して諸侯を八旗諸王に分属させた後、一九ニルの属員は天聰九年の蒙古八旗編成まで蒙古左右翼二旗のウネゲ・オボンдойが管理したので (張晋藩・郭成康同上書の特に pp.267-269)、天聰八年の調整時、満洲ニルには含まれなかったと考えられる。
- ⑤ 『老檔Ⅲ 太祖 3』 p.961 に「*warka* に行った *gartai* が遣わした書の言。『*koi* に十二月九日に入った。……新附旧附併せて獲た人口数は三百七十である。』とある。この *koi* とは『初集』卷二〇四・克徹尼伝の「灰部」に相当し、庫雅拉氏ケチェニの世居地興阿村 (興堪村)、すなわちハンカ湖 *hingka bilten*

- の近傍であろうから、hūrha/hūrga は kūrka の誤記と見ておきたい。ボルジン・ウイチらが征討したフルハ部に関しては後注②参照。
- ⑤② 『原檔(四)』 pp.414-427、『老檔Ⅲ 太祖 3』 pp.1054-1065。
- ⑤③ 『老檔Ⅲ 太祖 3』 p.961・965、今西訳『満洲実録』 p.323。
- ⑤④ 『老檔Ⅲ 太祖 3』 p.958・968・979、今西訳『満洲実録』 p.328。
- ⑤⑤ 『老檔Ⅲ 太祖 3』 pp.967-68、今西訳『満洲実録』 p.323。
- ⑤⑥ 『老檔Ⅲ 太祖 3』 p.974・981・984、今西訳『満洲実録』 p.328。
- ⑤⑦ 『老檔Ⅲ 太祖 3』 p.974・986・988、今西訳『満洲実録』 p.335。
- ⑤⑧ 順治初纂満文『太宗実録』天命一一年一〇月一七日条。
- ⑤⑨ galju,šose,malan が原住した lalin 路は今の拉林河流域にあたり、グワルチャ部が分布した伯都納 bedune から呼倫(呼蘭) hūlun 河口までの松花江南北岸(今西春秋「Jušen 国域考」『東方学紀要』2、1967、pp.162-163)の範囲内に位置する。
- ⑥⑩ ineke は「瓦爾喀綏分地方」に世居し、「天聰九年」に来歸したとあるが、それぞれグワルチャ地方と天命九年を誤伝したものであろう。付言すると、〔表Ⅹ〕№11・b213 の記述に照らして、天命一〇年のグワルチャ部征討(〔表Ⅷ〕d) は前年の招撫に応じなかった同部人に対して実施されたものと見てよい。
- ⑥⑪ 「洪鄂村」・「洪鄂綽」は、『初集』卷二一〇・塔爾機善巴図魯伝に「姓西克特立氏、世居瓜爾察之洪鄂村」とあって、明らかにグワルチャ部の住域であった。
- ⑥⑫ 順治初纂満文『太宗実録』崇徳四年一〇月六日条によると、熊島 lefu tun に逃叛したクルカ部の一首長 giyahacan (加哈詔)ら一党を、清軍が征討収容し逃叛事情を尋問したとき、giyahacan は cecike mergen (扯戚克默里根)・bamburi (班布里)・selgio (沙兒糾 salgio) らと共謀しての逃亡と供述している。この事実に加えて、〔表Ⅹ〕№3・a5/b186 に見るごとく渾春 huncun 河流域に原住した後三者を、「黄字檔」勅書が「東海の島に住んで魚や鳥と暮らしていた」と記すのは、彼らが沿海・島嶼部の漁労狩猟民＝クルカ部人であったことを物語る明証である(拙稿「クルカ kūrka とクヤラ kùyala—清代琿春地方の少数民族—」『立命館文学』514、1989)。なお、『原檔』など無圈点老満文では表記上、hūrha/hūrga と kūrka を区別しないため、老満文を有圈点新満文に転写したり、漢字音写する際、kūrka と hūrga/hūrha の混同が発生しやすかった。たとえば『内国史院檔』崇徳三年一二月二六日・一二月三〇日の二条に見える kūrka 部の一首長 laidakù (河内良弘訳註・編著『中国第一歴史檔案館蔵内国史院満文檔案訳註 崇徳二・三年』2010、p.688・746)を、順治初纂漢文『太宗実録』は誤って「虎兇哈部頼打庫」と表記する。また、

同満文『太宗実録』も崇徳六年一二月一七日条で *giyahacan* を、また同七年九月一八日条で *laidakū* を、各々 *hūrga* 部人と表記する。

- ⑥③ 『老檔Ⅱ 太祖 2』 p.517。 *kamtani* = *kamdani* となるのは、老満文において *t/d* の区別がないためである。
- ⑥④ 『老檔』や『満洲実録』によって天命前半期の征討対象と征討に要した行軍期間を列挙すると、東海サハリヤン部（天命元年七月—十一月）、「東海海岸散居の民」（二年一月—六月）、東海フルハ部遺民（四年一月—六月）などがある。これらがマンジュ / アイシン国の建国前から続く徙民政策の延長であったことはいうまでもない（松浦茂「ヌルハチ（清・太祖）の徙民政策」『東洋学報』 67-3・4、1986、pp.167-213）。
- ⑥⑤ 前掲杜家驥『八旗与清朝政治論稿』 pp.23-27、同『清皇族与国政関係研究』 p.32・注⑩。

【補注】「黄字檔」勅書の世職統計表はかつて拙稿「清初〈専管ニル〉再論—貂皮・人参採捕権を解釈を中心に—」（『立命館東洋史学』 35、2012）にも掲載したことがあるが、いくつかの不備があったので、本稿では〔表Ⅲ b〕のように訂正する。ただし、旧稿の結論に大きな変更点はない。

（本学非常勤講師）

